

独立行政法人農畜産業振興機構の  
平成22年度に係る業務の実績に  
関する評価結果

農林水産省独立行政法人評価委員会  
農業分科会



# 業務実績の総合評価

総合評価：A

## 1. 評価に至った理由

### (1) 評価の手法

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）から提出された業務実績報告書及び自己評価シート等の資料に基づき業務実績の内容聴取を行うとともに、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日政策評価・独立行政法人評価委員会）、「平成22年度業務実績評価の具体的取組について」（平成23年4月26日政策評価・独立行政法人評価委員会）、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）（以下「見直しの基本方針」という。）、「平成21年度における農林水産省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての意見について」（平成22年12月22日政策評価・独立行政法人評価委員会）（以下「二次評価意見」という。）を踏まえた評価を行った。

### (2) 評価実施の過程

評価の実施に当たっては、委員が協議の上、まず中期計画の最小項目を単位として、a、b、cの3段階の評価（a評価の中で特に優れた成果が得られたものについては、s評価（平成22年度は実績なし。））を行い、これらの評価結果を積み上げて中項目の評価を行った。その結果、中期計画に掲げられた各項目の評価結果は、小項目では154項目中136項目がa評価、1項目がb評価、中期計画において予定されていないこと又は業務の実施に至らなかったこと等により評価対象外となった項目は指定食肉の買入れ業務等17項目であった。

中項目では22項目中17項目がA評価、中期計画において予定されていないこと又は業務の実施に至らなかったこと等により評価対象外となった項目は5項目であった。また、当該評価を行うに至った経緯、業務実績のうち特筆すべき内容等について、業務運営に対する主な意見等として整理した。

大項目の評価は、(1)の手法により、中項目の評価結果の積み上げ結果（3段階評価）を踏まえつつ、業務運営に対する主な意見等を勘案して行った結果、7項目中5項目が中期計画の達成に向けて順調に行われている（A）。また、中期計画において予定されていないこと又は業務の実施に至らなかったこと等により評価対象外となった項目は2項目であった。

### (3) 総合評価結果

(1)の手法により、中期計画の中項目の積み上げ結果（3段階評価）を踏まえつつ、業務運営に対する主な意見等、監事監査の結果等を勘案して評価を行った。

この結果、平成22年度の業務は、中期計画の達成に向けて順調に行われており、総合評価はAとする。

## 2. 業務運営に対する主な意見等

### 「第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置」について

① 事業費については、年度計画に設定した目標を上回る削減が行われている。なお、法人は、農林水産省からの政策的要請を受け、経済情勢、農畜産業をめぐる情勢等を踏まえた緊急的対策を迅速かつ適正に実施しているが、事業費の削減実績は、これらの対策を除く事業について、効率的な実施に努めた結果である。

② 一般管理費については、引き続き随意契約の見直し等に積極的に取り組んだことから、年度計画に設定した目標を上回る削減が行われている。

③ 人件費については、給与水準及び管理職手当の引き下げ、ポストオフ、管理職への昇格抑制の取組により、年度計画に設定した目標を上回る削減が行われている。この結果、職員の給与水準の地域・学歴を勘案した対国家公務員指数は、平成18年度の114.1から8.7ポイント改善され105.4と年度計画に設定した目標を上回る削減となり、着実な引き下げが図られている。また、給与水準の公表において、国に比べて給与水準が高い理由、給与水準の適切性の検証、講ずる措置等について的確に説明している。法人は今後、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針を踏まえ、法人の中期目標・中期計画が変更され、平成24年度までに地域・学歴を勘案した対国家公務員指数を国家公務員と同程度とするとされたことから、職員のモチベーションを維持しつつ、更なる取組を進めることにより計画の確実な達成に努められたい。

④ 健康保険組合の保険料に関する労使負担割合の見直しについては、健康保険組合への要請により平成23年度から労使折半が実施され、法人として適切な取組が行われている。

### ⑤ 契約について

ア 総合評価落札方式や複数年度契約などについて、契約事務細則で明確に定めており、「独立行政法人における契約の適正化について（依頼）」（平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡）での要請事項が的確に措置されている。

イ 契約事務手続に係る審査体制については、随意契約等審査委員会及び法人外部の有識者等からなる契約監視委員会並びに監事を含む監査部門において、入札・契約に関するチェックが定期的実施されている。また、審査結果及び監査結果は理事長に報告されるとともに、法人のホームページで公表するなど、これらの審査体制が有効に機能するための措置が講じられている。

ウ 随意契約の適正化に向けた取組については、随意契約見直し計画に基づき、参加資格要件の緩和、総合評価方式の導入などの取組を着実に実施し、また、随意契約等審査委員会による審査により、真にやむを得ない契約を除く全ての契約を競争性のある契約とするなど、着実な実施が図られている。また、契約の状況を定期的にホームページに公表しているほか、予定価格の作成を省略することができる要件を規程で明確に定め、随意契約等における契約手続きの厳格化に努めている。なお、平成22年度の随意契約13件については、事務室の賃貸借契約、官報公告、都道府県への委託費などであり、競争性のある契約とするのは困難であることから、随意契約見直し計画の達成に向けた取組が着実に行われていると判断する。

エ 一者応札の解消に向けた取組については、平成20年9月に策定した「一者応札解消に向けた取組計画」に基づく公告期間の延長、周知方法の改善、システム仕様書等の開示などに努めた結果、着実な改善が図られている。また、一者応

札となった契約については、入札辞退者等にアンケート調査を行うことで入札の問題点等を分析しており、この結果等を踏まえて更なる一者応札の改善に向けた取組を期待する。

- ⑥ 業務執行の改善については、理事長は法人に与えられたミッションを有効かつ効率的に実施するため、理事長をトップとする幹部会を定期的に関催し、業務運営の方向性を明確に伝えるとともに、課題の把握・対応等を協議し、その内容については、法人のネットワークシステム等を通じて職員に広く周知されている。また、法人全体のリスクを把握するため、役職員間ミーティングによる円滑な意思疎通、情報の共有化、ミッションの周知徹底を行うとともに、課題の把握、対応等について検討されている。

さらに、理事長自らが行う四半期ごとのヒアリングにより、業務の進捗状況を点検・分析し、法人のミッションの達成状況、阻害要因など、内部統制の現状を適切に把握するとともに、抽出された問題点、課題等への対応を的確に指示し、確認することで、法人の業務運営の基本である年度計画の確実な達成に努めている。また、法令等の遵守状況の確認や適切な業務の執行を確保する観点から横断的な内部監査を実施しており、理事長によるトップマネジメントの下、必要に応じて速やかな改善等を図るなど、役職員が一丸となって業務執行の改善、効率性の向上等に努めている。

コンプライアンスの推進を含む内部統制の状況については、監事監査において特に留意した監査が行われ、その結果について理事長は、必要に応じて自らが行う四半期ごとのヒアリングの課題として対応の指示、確認を行うとともに、幹部会及び法人のネットワークシステム等を通じて広く職員に周知されるなど、監事を含め、組織全体で内部統制の充実・強化に努めていると評価する。また、コンプライアンスに関する相談及び通報について、匿名の通報を含め適切に対応するため、相談等窓口を設置し、受付管理者を置くなど秘密保持への配慮を含め、積極的に取り組んでいる。

- ⑦ 機能的で効率的な組織体制の整備については、地方事務所の地方農業者等への利便性等について検証し、その必要性を確認するなど適切な取組が実施されており、引き続き現行中期目標期間終了時まで、地方事務所の在り方について結論を出すため、様々な角度からの検証に努められたい。また、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）等を踏まえて、平成22年度中に法人の海外事務所（5か所）を全て廃止したことは、短期間にもかかわらず適切に対処されたものであると評価する。今後も機能的・効率的な組織体制の整備を期待する。

⑧ 補助事業の効率化等

ア 補助事業の効率化等については、平成22年度の事業実施主体の公募において、事業毎に設けていた公募要件の廃止、公募に係る「Q & A」の作成等により、応募者の増加に取り組むとともに、一者応募の解消に向け、公募期間の延長を実施し、着実な成果を挙げている。また、事業の採択にあたっては費用対効果分析等の評価手法を用いるなど、効率的かつ透明性の高い補助事業の実施が図られている。

なお、平成23年度の畜産業振興事業については、公募の推進に努めた結果、平成22年度中に事業実施主体を決定したことで早期実施につながったと評価する。今後も引き続き、公募の推進を期待する。

イ 事業説明会、巡回指導等の補助事業業務については、畜産業振興事業における新規事業について全国説明会等を適切に実施したことで、全ての新規事業が定められた期日までに着手できるなど、一定の成果を得ている。また、全国説明会でのアンケート結果等を踏まえて、補助事業の適正、効率的な実施の確保に努めている。

- ⑨ 畜産業振興事業により造成した基金については、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定）等に準じて定めた基準に基づき、平成21年度に基金の見直しが実施され、その結果は法人のホームページで公表されるとともに、22年度は見直し結果等を踏まえて22基金から385億円を返還させるとともに、基金の廃止を進めるなど積極的に取り組んでいる。

なお、基金の保有割合については、一定のルールに従い合理的に算出されたところであるが、法人の基金については、見直しの基本方針等を踏まえ、法人の中期目標・中期計画が変更され、真に必要な規模まで縮減するとされたこと、また、行政刷新会議による事業仕分け（第1弾）及び会計検査院報告においても、保有基金の適切性について議論されていることから、今後、さらなる基金の見直しを進め、規模の適正化に努められたい。

「第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置」について

- ① 学校給食用牛乳供給事業については、学校給食における牛乳供給日数が伸び悩む中で、学校給食供給目標に係る達成率の向上が図られた。
- ② 畜産業振興事業については、数次にわたる緊急対策を含め、迅速かつ適正に事業が実施されている。特に緊急対策については、宮崎県における口蹄疫の発生に伴い措置された新規事業・既存対策の要件緩和及び東日本大震災の発生に伴い措置された新規事業について、法人の速やかな対応により、早期に事業が実施されたことで、畜産農家の経済的負担の軽減及び経営の維持・安定が図られたと評価する。
- ③ 指定乳製品等については、国内外の需給動向を適切に判断した結果、国際約束に従って国が定める数量の全量（13万7千トン）の輸入契約が締結され、また、売渡計画に基づく売渡しが適切に実施された。
- ④ 野菜関係業務については、生産者補給交付金等の迅速な交付に努めたほか、加工・業務用需要への対応を促進する観点から、全国規模の生産者と実需者との交流会等の開催等に積極的に取り組んだことにより、契約取引において一定の成果に結びついている。
- ⑤ 砂糖・でん粉関係業務については、生産者等への交付金の交付業務の迅速化に努めたほか、甘味資源作物に係る補助事業については、管理状況等の現地調査を実施し、導入効果の把握を行うなど適切なフォローアップに努めている。
- ⑥ 情報収集提供業務については、情報利用者等のニーズを的確に把握するため、専門家、情報利用者、消費者等による情報検討委員会を開催し、その意見等を反映させるとともに、農政の課題に対応した各種情報提供を行っている。海外情報については、法人の海外事務所廃止後も一定の水準を維持できるよう、引き続き本部による積極的な収集・提供に努められたい。

なお、調査報告会の開催については、海外事務所の閉鎖業務等の制約はあったものの、前年度実績を大きく下回ったことから「b」評価としたものである。今後は、調査成果の普及と情報ニーズの把握のため、外部の者を対象とした調査報告会の積極的な実施に取り組まれたい。

- ⑦ 資金の流れに関する情報公開については、返還金を含む平成21年度の資金の流れについて、事業返還金の活用理由等を付記してホームページに公表するとともに、法人からの直接補助対象者等に係る情報公開についても、適切に公表している。また、平成21年度の実績については、国からの交付額、畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れ、事業返還金の活用理由等の付記などの情報を加え、積極的かつ分かりやすく公表されている。

「第3 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画」について

- ① 事務費及び一般管理費の削減に係る取組については、「第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置」の①及び②を参照。
- ② 事業資金等については、資金管理運用基準に基づき、安全性に十分留意しつつ、効率的に運用されている。具体的には、事業資金等のうち流動性の確保が必要な資金については、余裕金の発生状況を把握し、主に大口定期預金による運用が毎月2回以上実施されている。また、資本金、事業資金の一部等については、満期償還の状況、長期運用が可能な余裕金の発生状況の把握、有価証券による運用の実施により、効率的な運用が行われている。
- ③ 旧法人が実施していた債務保証業務に係る破産更生債権等については、法人発足時に承継し同額の貸倒引当金を計上しているが、更生債権の弁済計画に基づき求償権の回収が実施されている。
- ④ 関連法人等（25法人）に対する出資は、旧法人から承継したものであり、独立行政法人化以降は、新たな出資は行われていない。これら関係法人等については、全法人に対する決算ヒアリング等により、必要に応じて経営改善計画を提出させるなどの指導が行われ、出資等の管理は適切に実施されている。また、関連法人等への出資金については、その目的、必要性等が検討され、結果、関連法人等はいずれも出資目的に従って業務を着実に実施しており、引き続き出資金等を維持する必要性が確認されている。なお、関連会社（19社）及び関連公益法人（6財団）と法人の間には契約に係る取引はない。
- ⑤ 野菜関係業務の未活用資金については、見直しの基本方針を踏まえ、法人の中期計画を変更し、107億円を国庫納付するところであり、速やかな対応であると評価する。

「第4 短期借入金の限度額」について

- ① 運営費交付金の受入の遅延等による借入はなかった。
- ② 砂糖勘定の借入金については、法人が糖価調整制度を適切に運営した結果、生じたものである。当該制度においては、調整金収入の水準を決定する指定糖調整率や生産者等への交付金単価等は農林水産省が決定することとなっているため、法人においては、直接、収支をコントロールできる仕組みとはなっていない。収支改善を図るため、平成22年10月以降、制度関係者により、指定糖調整率の引上げや生産者等の交付金単価の引下げ等の取組が順次実施されているところであり、今後もこうした取組を継続する必要がある。
- なお、砂糖勘定の期中における短期借入金は限度額800億円の範囲内であり、でん粉勘定の期中における短期借入金は限度額120億円の範囲内であった。また、短期借入金の金利については、主要行による競争入札の結果、砂糖勘定は0.203%、でん粉勘定は0.304%（参考：短期プライムレート1.475%）と低金利での借入が実現され、繰越欠損金の抑制のため、法人として可能な金利負担の軽減に努めている。

「第5 剰余金の使途」について

平成22年度は、該当がなかったため、評価を行わなかった。

なお、一部勘定で計上されている利益剰余金は、その発生要因等から使途が限定されるなど、独立行政法人会計基準等に定められている目的積立金として申請することができる基準である「国からの補助金等に基づく収益以外の収益から生じた利益であり、当該利益が独立行政法人の経営努力によるものであること」等に該当しないことから、目的積立金は申請されていない。各勘定における利益剰余金は、その発生要因や使途を考慮すると引き続き保有する必要があるものと考えられる。

「第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画」について

平成22年度は、計画がなかったため、評価を行わなかった。

なお、機構が保有する職員宿舎については、その利用状況が整理され、有効に利用されている。

「第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項」について

- ① 職員の人事に関する計画については、超過勤務削減への対応、業務の内容や業務量に応じて、適材適所の観点から、職員の適正配置等が実施されている。
- ② 人件費の削減については、具体的な目標を設定し、平成17年12月から実施している「給与構造の見直し」を着実に遂行しているほか、平成19年度からは、新たな人事管理制度として、昇給幅の抑制、管理職へ昇格の抑制、管理職ポストオフ制度を導入し、一層の人件費削減に取り組んだこと等により、人件費総額は見込みの2,027百万円に対して、1,830百万円と引き続き抑制されている。
- ③ 職員の総合的能力を養成させるための階層別、専門別研修については、年間を通じて計画的に実施されている。

二次評価意見のフォローアップについて

平成21年度業務実績評価に関する二次評価意見に対し法人は、法人の対応・取組を業務実績報告書等において明らかにしており、これを基に評価を行った結果、いずれも適切な対応であると評価する。

評 価 項 目 ( 大 項 目 )	評 価
第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	A
第 2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	A
第 3 予算、収支計画及び資金計画	A
第 4 短期借入金の限度額	A
第 5 剰余金の使途	—
第 6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	—
第 7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項	A

評価単位ごとの評価シート（総括表）

評価項目（評価単位）	評価
<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業費の削減・効率化</li> <li>2 業務運営の効率化による経費の削減</li> <li>3 業務執行の改善</li> <li>4 機能的で効率的な組織体制の整備</li> <li>5 補助事業の効率化等</li> </ol>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>
<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 畜産関係業務</li> <li>2 野菜関係業務</li> <li>3 砂糖関係業務</li> <li>4 でん粉関係業務</li> <li>5 情報収集提供業務</li> </ol>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>
<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業費及び一般管理費の節減に係る取り組み（支出の削減についての具体的方針及び実績等）</li> <li>2 法人運営における資金の配分状況（人件費、業務経費、一般管理費等法人全体の資金配分方針及び実績、関連する業務の状況、予算決定方式等）</li> <li>3 「資金管理運用基準」に基づく、安全性に十分留意した効率的な運用</li> </ol>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>
<p>第4 短期借入金の限度額</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 運営費交付金の受入の遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金</li> <li>2 国産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金</li> <li>3 でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金</li> </ol>	<p>A</p> <p>—</p> <p>A</p> <p>A</p>
<p>第5 剰余金の使途</p> <p>剰余金による成果 （剰余金の使途について、中期計画に定めた使途にあてた結果、当該事業年度に得られた成果）</p>	<p>—</p> <p>—</p>
<p>第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>予定なし</p>	<p>—</p> <p>—</p>
<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）</li> <li>2 長期的な借入れを行う場合の留意事項</li> <li>3 施設及び設備に関する計画</li> <li>4 前期中期目標期間繰越積立金の処分</li> </ol>	<p>A</p> <p>A</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>A</p>

評価単位ごとの評価シート

(○中項目、◇小項目)

評価項目	達成状況	評価
<p>第1-1 事業費の削減・効率化</p>	<p>○ 事業費の削減・効率化 【評価結果】 指標の総数：1 評価aの指標数：1×2点＝2点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 合計 2点（2/2＝100%）</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 事業費については、補助事業の効率化等を通じ、中期目標期間中に、平成19年度（年度途中で開始した糖価調整事業及びでん粉価格調整事業については、平年度化した額とする。）比で10%削減する。 この場合、経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請により影響を受けることについて配慮する。</p> <p>【年度計画】 事業費については、中期目標期間中に、平成19年度（年度途中で開始した糖価調整事業及びでん粉価格調整事業については、平年度化した額とする。）比で10%削減の目標を達成するため、補助事業の効率化等を行う。 この場合、経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請により影響を受けることについて配慮する。</p>	<p>【評価指標】 ○ 事業費の削減・効率化 （事業費総額で、当該年度に計画した削減目標と実績との対比）  削減目標は、平成19年度事業費（年度途中で開始した糖価調整事業及びでん粉価格調整事業については、平年度化した額とする。）に対して、 平成20年度＝10%×1/5 平成21年度＝10%×2/5 平成22年度＝10%×3/5 平成23年度＝10%×4/5 平成24年度＝10%×5/5  a：達成度合は、90%以上であった b：達成度合は、50%以上90%未満であった c：達成度合は、50%未満であった  削減度合いの算出に当たっては、経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請又は緊急の事態が生じた若しくは生じる恐れがあった場合に対応した事業を除く。</p> <p>【業務実績報告書の記述】 平成22年度の事業費（経済情勢、農畜産業を巡る情勢等を踏まえた政策的要請により実施された緊急対策を除く。）については、補助事業の効率化等により、平成19年度（年度途中で開始した糖価調整事業及びでん粉価格調整事業については、平年度化した額とする。）比で40.5%削減した。（PT別添<sup>(※)</sup>1-1）  なお、農林水産省からの政策的要請を受け、口蹄疫の発生などの農畜産業を巡る情勢等を踏まえた口蹄疫畜産再生基金事業等の緊急対策を実施した。  （※上記、「PT別添」とは、「第12回独立行政法人評価委員会農業分科会農畜産業振興機構チーム検討会配付資料・資料5『平成22年度業務実績の自己評価シート別添資料』」である。以下同じ。）</p>	<p>a</p>



評価項目	達成状況	評価												
第1-2 業務運営の効率化による経費の削減	○ 業務運営の効率化による経費の削減 <b>【評価結果】</b> 指標の総数：12 評価aの指標数：12×2点＝24点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 合計 24点 (24/24=100%)	A												
<b>【中期計画】</b> (1) 一般管理費（人件費を除く。）については、定期的な日常業務の点検及び業務体系の見直し、業務の適切な進行管理、情報技術を活用した事務処理の効率化等により業務の効率化に努め、中期目標期間中に、平成19年度比で15%削減する。  <b>【年度計画】</b> (1) 一般管理費（人件費を除く。）の削減目標（中期目標期間中に平成19年度比で15%削減）を達成するため、定期的な日常業務の点検及び業務体系の見直し、業務の適切な進行管理、情報技術を活用した事務処理の効率化等により業務運営の効率化に努め、平成19年度比で9%削減する。	◇(1) 経費の削減 <b>【評価指標】</b> ① 当該年度に計画した具体的な削減額と実績との対比 a：達成度合は、90%以上であった b：達成度合は、50%以上90%未満であった c：達成度合は、50%未満であった  <b>【業務実績報告書の記述】</b> 一般管理費（人件費を除く。）については、引き続き随意契約の見直し等に積極的に取り組み、また、東日本大震災発生による予算繰越が発生したことから、平成22年度においては、平成19年度比で39.7%削減した。 なお、予算繰越については、東日本大震災の発生により年度内に執行できなかったOAフロア化を中心とした事務室改修に係る支出予算93百万円を翌年度に繰り越したものであり、平成22年度実績にこの予算繰越額を加えると、基準年との比較では27.5%の削減となる。(PT別添1-2)  <b>【参考】</b> (百万円) <table border="1" data-bbox="582 1064 1005 1176"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算</td> <td>760</td> <td>674</td> <td>664</td> </tr> <tr> <td>決算</td> <td>612</td> <td>560</td> <td>458</td> </tr> </tbody> </table> <b>【参考】</b> (本部事務所経費の縮減) 本部事務所経費については、業務内容を考慮しつつ可能な限り見直した結果、23年3月に本部事務所賃貸契約の一部を解除し、年間2,447千円を縮減することとした。		19年度	21年度	22年度	予算	760	674	664	決算	612	560	458	a
	19年度	21年度	22年度											
予算	760	674	664											
決算	612	560	458											
	<b>【評価指標】</b> ② 定期的な日常業務の点検及び業務体系の見直し a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった  <b>【業務実績報告書の記述】</b> また、事務処理の迅速化を図る観点から決裁期間の確認により、日常業務の点検を行った。平成22年度の決裁期間は、3.1業務日であった。 (平成20年度は3.2業務日) (平成21年度は3.2業務日)	a												
	<b>【評価指標】</b> ③ 業務の適切な進行管理 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった  <b>【業務実績報告書の記述】</b> 事業費全体（一般管理費を含む。）について、四半期毎に「支出予算差引簿」を作成し、支出状況を確認するとともに、機構イントラネットに掲載し、機構内に周知した。(PT別添1-3)	a												

評価項目	達成状況	評価
	<p>【評価指標】</p> <p>④ 情報技術を活用した事務処理の効率化  a : 取り組みは十分であった  b : 取り組みはやや不十分であった  c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】  更新時期が到来したPCについて、パソコン整備計画に基づき省電力化の観点から原則ノート型の導入を推進（調達台数65台のうちノート型は52台）し、消費電力及びCO<sub>2</sub>排出量ともに約63%（1台当たり約5,700円/年）削減した。</p>	a
<p>【中期計画】</p> <p>(2) 人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について引き続き着実に実施するとともに、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続する。</p> <p>また、国家公務員の給与構造改革等を踏まえ、平成17年12月1日から実施している「給与構造の見直し」を着実に推進する。</p> <p>これに加え、平成20年度以降、新たな人事管理制度を導入することにより、人件費改革を更に進めるとともに、平成25年4月1日までに管理職割合を3分の1に引き下げる。</p> <p>これらの取組により、職員の給与水準について、地域・学歴を勘案した対国家公務員指数を、平成24年度には、平成18年度と比較して10ポイント引き下げるとともに、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や取組状況について公表を行う。</p> <p>【参考】</p> <p>1. 管理職割合（平成19年4月1日）：42%</p> <p>2. 地域・学歴を勘案した対国家公務員指数（平成18年度）：114.1</p> <p>【年度計画】</p> <p>(2) 人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告を踏まえた給与改定</p>	<p>◇(2) 人件費の削減</p> <p>【評価指標】</p> <p>① 当該年度に計画した具体的な削減額と実績との対比  a : 達成度は、100%以上であった  b : 達成度は、70%以上100%未満であった  c : 達成度は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】  人件費の削減については、平成17年12月1日から人件費改革として給与水準及び管理職手当の引下げ、国が導入している地域手当の不採用等の「給与構造の見直し」を着実に実施するとともに、平成20年度から新たな人事管理制度として、ポストオフ、管理職への昇格抑制、昇給幅の抑制、業務専門職等を導入し、一層の人件費の削減に取り組んだ。この結果、人件費（退職金及び福利厚生費並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、平成17年度比で13%削減した。（PT別添1-2）</p> <p>【参考】  （健康保険組合の保険料に関する労使負担割合の見直し）  農林水産省生産局長からの要請に基づき、機構は、農林水産関係法人健康保険組合に対し、平成22年5月26日及び9月28日に、保険料に関する労使負担割合について見直しを要請した。  本健康保険組合は、12月27日に組合会で負担割合を事業主及び被保険者の折半とすることを決定し、平成23年4月の保険料から適用したところである。</p>	a
<p>これらに加え、平成20年度以降、新たな人事管理制度を導入することにより、人件費改革を更に進めるとともに、平成25年4月1日までに管理職割合を3分の1に引き下げる。</p> <p>これらの取組により、職員の給与水準について、地域・学歴を勘案した対国家公務員指数を、平成24年度には、平成18年度と比較して10ポイント引き下げるとともに、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や取組状況について公表を行う。</p> <p>【参考】</p> <p>1. 管理職割合（平成19年4月1日）：42%</p> <p>2. 地域・学歴を勘案した対国家公務員指数（平成18年度）：114.1</p> <p>【年度計画】</p> <p>(2) 人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告を踏まえた給与改定</p>	<p>【評価指標】</p> <p>② 給与構造の見直しの推進  a : 取り組みは十分であった  b : 取り組みはやや不十分であった  c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】  平成22年4月1日付けで、「給与構造の見直し」の一環として、総括調整役▲1.4%、部長クラス▲0.8%等の職員の本俸水準の引下げを実施した。（PT別添1-2）</p>	a
<p>【年度計画】</p> <p>(2) 人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告を踏まえた給与改定</p>	<p>【評価指標】</p> <p>③ 新たな人事管理制度の推進  a : 取り組みは十分であった  b : 取り組みはやや不十分であった  c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】  また、新たな人事管理制度として、ポストオフ、人事評価結果の適切な実施と昇給幅の抑制等を実施した。（PT別添1-2）</p>	a

評価項目	達成状況	評価
<p>部分を除く。)については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)等を踏まえ、平成17年度比で少なくとも5%を削減する。</p> <p>また、国家公務員の給与構造改革等を踏まえ、平成17年12月1日から実施している「給与構造の見直し」を着実に推進する。また、新たな人事管理制度を適切に運用する。</p> <p>これらの取組により、管理職割合を23年度期初時点で37%に、職員の給与水準について、地域・学歴を勘案した対国家公務員指数を108に引き下げるとともに、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や取組状況について公表を行う。</p>	<p>【評価指標】</p> <p>④ 管理職割合について当該年度に計画した具体的な目標率と実績との対比</p> <p>a : 達成度合は、90%以上であった</p> <p>b : 達成度合は、50%以上90%未満であった</p> <p>c : 達成度合は、50%未満であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>これらの取組により、平成23年度期初の管理職割合は、目標である37%に対し、30%となった。(PT別添1-2)</p> <p>【評価指標】</p> <p>⑤ 職員の給与水準の地域・学歴を勘案した対国家公務員指数について当該年度に計画した具体的な目標値と実績との対比</p> <p>a : 達成度合は、90%以上であった</p> <p>b : 達成度合は、50%以上90%未満であった</p> <p>c : 達成度合は、50%未満であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>また、職員の給与水準の地域・学歴を勘案した対国家公務員指数は、目標値108に対し平成22年度は105.4に引き下げるとともに、取組状況等についてホームページで公表を行った。(PT別添1-2)</p>	a
<p>【中期計画】</p> <p>(3) 契約については、真にやむを得ないものを除き原則として一般競争入札等(競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。)によるものとし、随意契約の適正化を推進する観点から、「随意契約見直し計画」(平成19年12月21日19農畜機第3687号)に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。</p> <p>また、契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。</p> <p>さらに、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(3) 契約については、真にやむを得ないものを除き原則として一般競争入札等(競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。)によるものとし、随意契約の適正化を推進する観点から、「随意契約見直し計画」(平成19年12月21日19農畜機第3687号)に基づき、一般競争入札等競争性のある契約の範囲拡大や契約</p>	<p>◇ (3) 随意契約の見直しに向けた計画的取組</p> <p>【評価指標】</p> <p>① 「随意契約見直し計画」に基づく取組</p> <p>分母を随意契約等審査委員会への諮問件数(真にやむを得ない随意契約を除く)とし、分子を随意契約見直し計画に基づき競争性のある契約へ移行した契約件数とする。</p> <p>a : 達成度合は、100%であった</p> <p>b : 達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>c : 達成度合は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>随意契約の適正化を推進する観点から、「随意契約見直し計画」に基づき、参加資格要件の緩和、総合評価方式の導入等の取組を着実に実施するとともに、随意契約等審査委員会による審査を行った結果、平成22年度の競争性のない随意契約は全体の10%に減少した(平成21年度実績13%)。</p> <p>【参考】</p> <p>(平成21年度)</p> <p>一般競争入札等117件(87%)、競争性のない随意契約17件(13%)</p> <p>(平成22年度)</p> <p>一般競争入札等116件(90%)、競争性のない随意契約13件(10%)</p> <p>また、取組状況については、毎月、ホームページで公表した。</p>	a
<p>【年度計画】</p> <p>(3) 契約については、真にやむを得ないものを除き原則として一般競争入札等(競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。)によるものとし、随意契約の適正化を推進する観点から、「随意契約見直し計画」(平成19年12月21日19農畜機第3687号)に基づき、一般競争入札等競争性のある契約の範囲拡大や契約</p>	<p>【評価指標】</p> <p>② 競争性、透明性の確保</p> <p>分母を企画競争・公募を実施した件数とし、分子を機構掲示板への掲示及びホームページへの掲載件数とする。</p> <p>a : 達成度合は、100%であった</p> <p>b : 達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>c : 達成度合は、70%未満であった</p>	a

評価項目	達成状況	評価
<p>の見直し等の取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。</p> <p>また、契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。</p> <p>さらに、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。</p>	<p><b>【業務実績報告書の記述】</b></p> <p>一般競争契約はもとより、企画競争・公募を実施する場合も、競争性、透明性を確保するため、機構掲示板への掲示及び機構ホームページへの掲載を行うとともに、その状況を四半期毎に確認した。</p> <p>なお、契約事務の適切な実施を確保するため、企画競争を含む随意契約は、契約手続きに入る前に随意契約等審査委員会に諮り、その妥当性を検討した上で契約を行うこととし、平成22年度においては25件の審査を実施した。この結果、真にやむを得ない随意契約の13件を除く全ての契約（12件）が競争性のある契約へ移行した。</p> <p>また、「随意契約見直し計画」の取組状況や1者応札解消に向けた取組状況について、四半期毎に実施している理事長ヒアリングで報告し、点検・評価を受けた。これらの取組により、実施した全ての企画競争・公募については、ホームページ等へ掲載し、競争性、透明性の確保に努めている。</p>	
	<p><b>【評価指標】</b></p> <p>③ 監事及び会計監査人による監査の実施</p> <p>a : 実施した</p> <p>c : 実施しなかった</p>	a
	<p><b>【業務実績報告書の記述】</b></p> <p>監事に対しては、毎月、所定の様式により、各部の契約状況を報告するとともに、定期監査において入札・契約のチェックを受けた。また、会計監査人についても財務諸表監査の枠内で契約に関する評価を受けた。（PT別添9-1、9-2）</p> <p><b>【参考】</b></p> <p>（随意契約の見直し）</p> <p>平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づき、機構が締結した契約（少額随意契約を除く）について定期的に機構ホームページにおいて公表した。また、随意契約に当たっては、随意契約等審査委員会に諮った上で、事務室の賃貸借契約、都道府県への委託費等真にやむを得ないものを除き、一般競争入札又は企画競争・公募での競争性のある契約とした。さらに、機構外部の有識者等からなる契約監視委員会を開催し、契約状況の点検を受け、真に競争性が確保されていることが確認できた。</p> <p><b>【参考】</b></p> <p>（1者応札の解消に向けた取組）</p> <p>①公告期間の延長、②システム仕様書等の開示、③「メルマガ」機能の利用や機構ホームページの「新着情報」への掲載等周知方法の改善、④実施時期の前倒し等平成20年9月に策定した「1者応札解消に向けた取組計画」を確実に実施した。この結果、平成22年度の実績では、1者応札の割合が9%（21年度実績は12%）と成果を上げている。</p> <p>1者応札となった案件は、食肉小売販売動向定点調査（POS情報）、食肉輸入動向調査事業、食肉保管状況調査等11件であるが、上記取組により調査業務でも複数応札となった契約もあることから、平成23年度においても引き続き、これらの取組を継続する予定。</p> <p><b>【参考】</b></p> <p>（第三者への再委託）</p> <p>契約の全てを第三者に委託させることは禁止している。やむを得ず契約の一部を第三者に再委託する場合には、契約事務細則に基づき書面により申請し機構の承認を得ることとされているが、平成22年度における再委託はなかった。</p>	

評価項目	達成状況	評価
	<p><b>【参考】</b>  (契約監視委員会の開催)  機構外部の有識者等からなる第2回契約監視委員会を平成23年2月28日に開催し、①平成21年度契約状況(競争性のない随意契約13件、1者応札14件、複数年契約(1者応札)4件)、②1者応札解消に向けた取組状況、③前回の点検結果を踏まえた見直し状況について、審議を行った。  なお、第2回契約監視委員会の議事要旨については、機構のホームページで公表した。</p> <p><b>【参考】</b>  (契約に係る事務手続等)  契約事務については、会計規程、契約事務細則等に契約方式、手続等を規定している。  契約方式は原則として一般競争入札によることとしているが、緊急の必要性、競争に付することが不利と認められる場合等にあつては随意契約ができることとしており、個別の契約締結にあつては、経理部担当理事、総務部及び経理部職員で構成する随意契約等審査委員会において、事前に審査を行っている。  また、総合評価方式や複数年度契約に関しては、「独立行政法人における契約の適正化について(依頼)」(平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡)に基づき、規程を定め、「総合評価方式について」(19農畜機第4914号)及び「複数年度契約について」(20農畜機第3538号)により適切に措置している。</p> <p><b>【参考】</b>  (法人の長に対する報告)  平成23年2月28日に開催された、第2回契約監視委員会の審議結果について、理事長に報告した。また、随意契約等審査委員会の審査結果を含め契約全体の状況等については、四半期毎に実施した理事長ヒアリングの際に、毎回、報告し、点検・評価を受けた。</p> <p><b>【参考】</b>  (監事監査における報告)  監事監査において、機構の内部統制は、良好な「統制環境」並びに「情報と伝達」の仕組みが構築されていると評価された。  なお、改善点等の報告はなかった。</p>	

評価項目	達成状況	評価
第1-3 業務執行の改善	○ 業務執行の改善 <b>【評価結果】</b> 指標の総数：14 評価aの指標数：14×2点＝28点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 （評価対象外：1） 合計 28点（28/28＝100%）	A
<b>【中期計画】</b> (1) 独立行政法人評価委員会の評価の効率的かつ効果的な実施に資するよう、機構自ら業務の点検・評価を行うとともに、外部専門家・有識者等から成る第三者機関による業務の点検・評価を行い、その結果を業務運営に反映させる。	◇ (1) 業務全体の点検・評価 <b>【評価指標】</b> ① 業務全体の点検・分析を通じた業務運営の的確な進行管理 分母を年度当初に計画した回数とし、分子を業務運営の進行管理を実施した回数とする。 a：達成度は、100%であった b：達成度は、70%以上100%未満であった c：達成度は、70%未満であった	a
<b>【年度計画】</b> (1) 業務全体の点検・評価 ① 業務の進行状況を四半期毎に点検・分析し、業務運営の的確な進行管理を図る。 ② 各四半期終了後を目途に、業務の進行状況についての自己評価を行う。 ③ 21年度の業務実績について、自己評価をもとに第三者機関による点検・評価を実施する。	<b>【業務実績報告書の記述】</b> 年度計画を具体化するための「具体化推進シート（工程表）を年度初めに策定し、理事長は、四半期毎に実施したヒアリングの際、工程表の内容と実績とを比較し、業務の進捗状況を点検・分析することにより、ミッションの達成状況、阻害要因など、内部統制の現状を適切に把握した。また、抽出された問題点、課題等への対応を的確に指示し、確認することで、業務運営の適切な進行管理を図った。 <b>【参考】</b> 22年度は5月、7月、10月、1月に実施。	
④ 第三者機関による21年度の業務実績に係る点検・評価結果を必要に応じて業務運営に反映させる。	<b>【評価指標】</b> ② 第三者機関による点検・評価のための、各四半期終了後を目途にした業務の進行状況の自己評価 分母を年度当初に計画した回数とし、分子を自己評価を実施した回数とする。 a：達成度は、100%であった b：達成度は、70%以上100%未満であった c：達成度は、70%未満であった	a
	<b>【業務実績報告書の記述】</b> 理事長による四半期毎に実施したヒアリングの際、併せて業務の進行状況についての自己評価を行った。	
	<b>【評価指標】</b> ③ 第三者機関による業務の点検・評価の実施 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった	a
	<b>【業務実績報告書の記述】</b> 平成22年6月8日に「平成21年度業務実績について」等を議題し、外部専門家・有識者からなる第8回機構評価委員会を開催し、平成21年度の業務実績に関する自己評価等について点検・評価を実施した。	

評価項目	達成状況	評価
	<p>【評価指標】</p> <p>④ 第三者機関による業務の点検・評価結果に基づいた、必要に応じた業務運営への反映</p> <p>a : 必要がなかった又は十分であった</p> <p>b : 必要はあったが、やや不十分であった</p> <p>c : 必要はあったが、不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>機構評価委員会による平成21年度の業務実績に係る点検・評価結果において、業務運営に反映させるべき指摘事項はなかった。</p>	a
<p>【中期計画】</p> <p>(2) 補助事業について、毎事業年度の事業の達成状況等の自己評価を行うとともに、外部専門家等から成る第三者機関による事業の審査・評価を行い、必要に応じ業務の見直しを行う。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(2) 補助事業の審査・評価</p> <p>① 22年度事業について、進行管理を的確に行う。</p>	<p>◇ (2) 補助事業の審査・評価</p> <p>【評価指標】</p> <p>① 進行管理の的確な実施</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>理事長による四半期毎の点検・評価に係るヒアリングの際、補助事業実施各部の進行管理システムに基づき、平成22年度補助事業の実施状況確認等進行管理を的確に行った。</p>	a
<p>② 21年度事業の達成状況等について、自己評価を行うとともに、第三者機関による事業の審査・評価を行い、必要に応じ業務の見直しを行う。</p>	<p>【評価指標】</p> <p>② 事業の達成状況等の自己評価</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>補助事業に関する業務執行規程に係る評価細則に基づき、各事業の達成状況等について自己評価を行い、平成22年3月29日（第14回）及び7月2日（第15回）に、外部専門家・有識者からなる補助事業に関する第三者委員会を開催し、事業の評価等を行った。</p> <p>第14回委員会における評価結果を踏まえ、理事長が主体となって業務の見直しが必要な事項について検討し、指摘事項への対応方針を決定した。これに基づき、理事長のマネジメントによる幹部会において周知徹底を図り、関係各部において必要な業務の見直しを行った。</p>	a
	<p>【評価指標】</p> <p>③ 第三者機関による事業の審査・評価</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>また、その指摘事項への対応については、7月2日に開催した第15回補助事業に関する第三者委員会において説明し、委員からの了承を得た。</p>	a
	<p>【評価指標】</p> <p>④ 必要に応じた業務の見直し</p> <p>a : 必要がなかった又は十分であった</p> <p>b : 必要はあったが、やや不十分であった</p> <p>c : 必要はあったが、不十分であった</p>	a

評価項目	達成状況	評価
	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>なお、第15回委員会における事業の評価等において、業務の見直しが必要な指摘事項はなかった。</p>	
<p>【中期計画】</p> <p>(3) 適正な業務の執行を確保する観点から、業務監査室による内部監査を実施するとともに、業務の適正な執行を図るため、外部有識者を含むコンプライアンス委員会を設置し、役職員の法令遵守を徹底するなど内部統制機能を強化する。</p>	<p>◇ (3) 内部監査体制の充実・強化</p> <p>【評価指標】</p> <p>① 内部監査マニュアルに基づく内部監査の実施</p> <p>分母を内部監査年度計画における被監査部署の数とし、分子を内部監査を実施した被監査部署の数とする。</p> <p>a : 達成度は、100%であった</p> <p>b : 達成度は、70%以上100%未満であった</p> <p>c : 達成度は、70%未満であった</p>	a
<p>【年度計画】</p> <p>(3) 内部監査体制の充実・強化</p> <p>① 22年度の内部監査年度計画における被監査部署について、内部監査マニュアルに基づく内部監査を実施する。</p> <p>② 事業活動に関する法令等の遵守を徹底する観点から、コンプライアンス委員会において審議された、平成22年度コンプライアンス推進計画に基づき、コンプライアンス推進に向けた計画的な取り組みを行う。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>平成22年度内部監査年度計画（平成22年3月23日付け21農畜機第5120号）に定められた調査情報部、経理部、畜産振興部及び酪農乳業部について、内部監査規程及び内部監査マニュアルに基づき内部監査を実施し、当該被監査部署に対する内部監査報告書を取りまとめ、理事長に報告した。（PT別添1-4）</p> <p>【評価指標】</p> <p>② コンプライアンス委員会の設置【20年度のみ】</p>	—
<p>③ 組織目標の達成等に必要情報を適切に伝達し、役職員間の意思疎通及び情報の共有化を図るため、幹部会を定期的開催するとともに、役職員間ミーティングを実施する。</p> <p>④ 個人情報の適正な取扱いを通じた個人の権利利益を保護するため、個人情報の保護対策を講じる。</p> <p>⑤ 情報技術を活用した事務処理の効率化を図る際、より高度化する外部からの不正アクセスやウィルス侵入等の危機を防ぐため、情報セキュリティ対策を講じる。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>—</p> <p>【評価指標】</p> <p>③ コンプライアンス推進に向けた計画的取組</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p>	a
<p>⑥ 機構システムの最適化・効率化を推進するため、システムを統一的・横断的視点からの点検を行うとともに、システム情報の共有化を進める。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>平成22年度コンプライアンス推進計画に基づき「推進体制の拡充」、「研修等の充実」、「コンプライアンスの推進へ向けた取組」、「情報の積極的な公開」等に関する取組を実施するとともに、第2四半期に「コンプライアンス推進の日」（毎四半期初月の第3木曜日）を創設した。</p> <p>また、平成23年3月8日に第4回コンプライアンス委員会を開催し、平成22年度コンプライアンス推進実績及び推進状況の点検結果を報告するとともに、同23年度コンプライアンス推進計画について審議の上、これを策定した。（PT別添1-5、1-6）</p> <p>【評価指標】</p> <p>④ 役職員間の意思疎通及び情報共有化の推進</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p>	a
	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>組織に与えられたミッションを有効かつ効率的に実施するための内部統制を図るため、理事長をトップとする幹部会を毎月2回開催し、業務運営の方向性を明確に伝えるとともに、組織として取り組むべき課題の把握・対応等を協議し、その内容をイントラネットに掲載するなどして役職員に広く周知を図った。</p> <p>さらに、法人全体のリスクを把握するため、四半期毎に理事長のマネジメントによる役職員間のミーティングを開催し、円滑な意思疎通、情報の共有化、ミッションの周知徹底を図るとともに、課題の把握、対応等について検討した。（PT別添1-7、1-8）</p>	



評価項目	達成状況	評価
	<p>【評価指標】</p> <p>⑤ 個人情報保護対策の推進</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p>	a
	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>個人情報保護研修に職員（4月：2名、1月：1名）を参加させた。</p> <p>また、個人情報の保管管理状況について全職員を対象に調査を行い、施錠している書庫での保管等を確認した。</p>	
	<p>【評価指標】</p> <p>⑥ 情報セキュリティ対策の推進</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p>	a
	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>情報セキュリティについて全役職員が基本的な認識を持って職務が遂行できるようe-ラーニング方式の研修を全役職員に実施させるとともに、情報セキュリティマニュアルの実施状況に係る自己点検を実施し、その結果を踏まえ必要なフォローを行うなど、内部統制機能の充実・強化に努めた。</p> <p>また、機密区域に該当する電算室の入退室管理を電子キー方式に変更し、情報セキュリティ対策を講じた。</p>	
	<p>【評価指標】</p> <p>⑦ 機構システムの最適化・効率化の推進</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p>	a
	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>システム台帳の整備、各システムのシステム改善計画の作成を行うとともに、補助事業システムの開発のサポート及び指定野菜の平均販売価格算定業務の内製化を図ることで、システム情報の共有化等を進めることができた。</p> <p>また、情報システムに関して総合評価落札方式を導入するとともに、RFP（提案依頼書）等の審査を行う情報システム技術審査委員会を設置し、システムの最適化を推進する仕組みを構築した。</p>	

評価項目	達成状況	評価
<p>第1-4 機能的で効率的な組織体制の整備</p>	<p>○ 機能的で効率的な組織体制の整備 【評価結果】 指標の総数：3 評価aの指標数：2×2点＝4点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 (評価対象外：1) 合計 4点 (4/4＝100%)</p>	A
<p>【中期計画】 業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、品目横断的かつ国内外一体的に情報収集提供業務を行う組織体制への再編等を行う。 また、札幌、鹿児島及び那覇の各事務所については、業務実績等を踏まえ、その在り方について検討し、必要に応じ見直しを行う。 さらに、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。</p> <p>【年度計画】 札幌、鹿児島及び那覇の各事務所については、業務実績等を踏まえ、その在り方について検討し、必要に応じ見直しを行う。 また、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。</p>	<p>【評価指標】 ◇ (1) 情報収集提供業務を行う組織体制の再編【20年度のみ】 【業務実績報告書の記述】 —</p> <p>【評価指標】 ◇ (2) 業務実績等を踏まえた地方事務所の在り方の検討 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 「地方事務所の業務実績等点検チーム」による検討会を開催(5月、7月、10月、1月)することにより、札幌、鹿児島及び那覇の各事務所における四半期毎の業務実績を確認した。また、地方事務所長へのヒアリング及び地方事務所の業務実施状況等に関する現地調査を通じて、地方事務所の地元農業者等への利便性等について検証し、地元農業者にとって利便性が高いこと、また、現地確認についても機動的な対応が可能となっていること等、地方事務所の必要性を確認した。  なお、今後、同検討会により、現行の中期目標期間(平成20年度～24年度)終了時まで、地方事務所の在り方について結論を出すこととしている。(PT別添1-9)</p>	—
	<p>【評価指標】 ◇ (3) その他必要に応じた機能的で効率的な組織体制の見直し a：必要がなかった又は十分であった b：必要はあったが、やや不十分であった c：必要はあったが、不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)等を踏まえて、平成22年度中に5か所の海外事務所を廃止した。 また、中期目標の期中改正により、機構業務の記述が品目別から対策別に変更されたこと等を受け、業務が機能的かつ効率的に行われるよう、畜産3部及び調査情報部について、平成23年4月1日付けで組織体制を再編するための準備を行った。</p>	a

評価項目	達成状況	評価
第1-5 補助事業の効率化等	○ 補助事業の効率化等 <b>【評価結果】</b> 指標の総数：16 評価aの指標数：16×2点＝32点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 合計 32点 (32/32=100%)	A
<b>【中期計画】</b> (1) 効率的かつ透明性の高い事業の実施を図る観点から、畜産に係る補助事業についての事業実施主体の選定に当たり公募方式を導入する。  <b>【年度計画】</b> (1) 効率的かつ透明性の高い事業の実施 畜産に係る補助事業についての事業実施主体の選定に当たり公募方式を導入する。	<b>【評価指標】</b> ◇ (1) 効率的かつ透明性の高い事業の実施 畜産に係る補助事業についての事業実施主体の選定への公募方式の導入 a：公募方式を導入した c：公募方式を導入しなかった  <b>【業務実績報告書の記述】</b> 平成22年度の畜産業振興事業（17事業）について、年度初めまでに事業実施主体の選定に公募方式を導入した。  また、平成23年度の畜産業振興事業（5事業）について、畜産・酪農関係事業の公表（平成22年12月）後、事業実施主体の選定に公募方式を導入した。	a
<b>【中期計画】</b> (2) 効率的かつ効果的な施設整備事業の実施を図る観点から、以下の措置を講じる。 ① 事業実施計画の承認に当たり事業実施主体と協議を行う。 ② 費用対効果分析、コスト分析等の評価基準を満たしているものを採択する。 ③ 設置する施設等については、必要に応じて現地調査を行う。 ④ 費用対効果分析を実施している事業にあつては、施設設置後3年目までは利用状況の調査を行う。	◇ (2) 施設整備事業の効率的かつ効果的な事業の実施 <b>【評価指標】</b> ① 事業実施主体との協議 分母を事業実施計画の整備件数とし、分子を事業実施計画承認申請前に協議（書面を含む）を行った整備件数とする。 a：達成度合は、90%以上であった b：達成度合は、50%以上90%未満であった c：達成度合は、50%未満であった  <b>【業務実績報告書の記述】</b> 事業実施計画承認の申請があつた施設整備件数（213件）について、事前に事業実施主体と協議（213件）を行った。	a
<b>【年度計画】</b> (2) 施設整備事業の効率的かつ効果的な事業の実施 ① 事業実施計画承認申請の前に事業実施主体と協議（書面によるものを含む。）を行う。 ② 費用対効果分析・コスト分析等の評価基準を満たしているものを	<b>【評価指標】</b> ② 費用対効果分析・コスト分析等の評価基準を満たしているものの採択 a：評価基準を満たしているものを採択した c：評価基準を満たしているもの以外を採択した  <b>【業務実績報告書の記述】</b> 評価手法が開発されている施設整備事業については、効果が費用を上回ることが見込まれるもの又はコスト分析の評価基準を満たしているものを採択した。採択状況は以下のとおり。  （費用対効果・採択件数） 多様な肉用牛経営実現支援事業 5件 食肉等流通合理化総合対策事業 7件 乳業再編整備等対策事業 2件 畜産高度化支援リース事業 9件 計 23件  （コスト分析・採択件数） 国産飼料資源活用促進総合対策事業 31件 食肉等流通合理化総合対策事業 5件	a

評価項目	達成状況	評価						
<p>採択する。</p> <p>③ 設置する施設等については、必要に応じて現地調査を行う。</p>	<table border="0"> <tr> <td>乳業再編整備等対策事業</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>畜産高度化支援リース事業</td> <td>132件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>171件</td> </tr> </table>	乳業再編整備等対策事業	3件	畜産高度化支援リース事業	132件	計	171件	
乳業再編整備等対策事業	3件							
畜産高度化支援リース事業	132件							
計	171件							
<p>④ 費用対効果分析を実施している事業で設置した施設については、施設設置後3年目までのものの利用状況の調査を行う。</p> <p>また、3年を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用を上回る件数の全件数に占める割合を90%以上にする。なお、必要に応じて現地調査を行い、利用率が低迷している場合には改善を行わせるよう指導する。目標年を設定し採択した事業にあっては、目標年を経過した年に再度事後評価を行い、当該事業を含め上記割合を目標とする。</p>	<p>【評価指標】</p> <p>③ 設置する施設等についての必要に応じた現地調査の実施</p> <p>a : 必要がなかった又は十分であった</p> <p>b : 必要はあったが、やや不十分であった</p> <p>c : 必要はあったが、不十分であった</p>	a						
	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>採択した事業費5千万円以上の施設等（9件）について、年度の途中における工事の進捗等に関するヒヤリングを実施し、又は報告を受けた。この結果、現地調査が必要な事例はなかった。</p>							
	<p>【評価指標】</p> <p>④ 設置後3年目までのものの利用状況の調査と必要に応じた現地調査の実施</p> <p>a : 必要がなかった又は十分であった</p> <p>b : 必要はあったが、やや不十分であった</p> <p>c : 必要はあったが、不十分であった</p>	a						
	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>費用対効果分析を実施している事業で設置した対象施設全て（143施設）について、施設設置後3年目までのものの利用状況の調査を行った。</p> <p>また、複数年度分のデータが蓄積された施設については、時系列的な点検を行った。（PT別添2-1）</p>							
	<p>【評価指標】</p> <p>⑤ 設置後3年目を経過した年に行う事後評価</p> <p>効用が費用を上回る件数の全件数割合を90%以上とする。</p> <p>a : 達成度は、100%以上であった</p> <p>b : 達成度は、70%以上100%未満であった</p> <p>c : 達成度は、70%未満であった</p>	a						
	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>事後評価を行うための報告書を徴取した66件のうち、目標年を5年としている事業を除いた19施設について、審査・確認を行った結果、全件数に占める効用が費用を上回った件数の割合は95%（畜産分野：19件中18件）となり、目標の90%を上回った。</p> <p>利用率の低迷により効果が費用を下回った1件については、事業実施主体に対し、改善計画の提出等について指導するとともに、今後5年間、改善計画の達成状況を報告させ、事後評価のフォローアップを図ることとした。</p> <p>また、これら66件の事後評価結果について、平成23年6月に開催する補助事業に関する第三者委員会において報告を行うこととする。</p> <p>なお、目標年を5年としている47施設についても、別途、中間的な評価を行ったが、3年目終了時点においては、効果が費用を下回った事業実施主体42件については、改善計画を提出させるとともに、5年目終了時に向けて、毎年度、指導を行うこととした。</p> <p>（PT別添2-2）</p>							

評価項目	達成状況	評価
<p>【中期計画】</p> <p>(3) 補助事業に関する業務執行規程等に基づき以下の対応を行う。</p> <p>① 明確な審査基準に基づき事業を実施する。</p> <p>② 事業説明会、巡回指導等を実施し、事業実施主体に対する指導を徹底する。</p> <p>③ 事業の進行管理システムにより、事業の進行状況を把握する。</p> <p>④ 毎年度、ホームページにおいて、事業の目的、補助率、予算額、事業実施期間等の事業概要、事業実施地域等の採択した事業の概要を公表する。</p> <p>⑤ 事業実施主体からの要領及び事業実施計画の承認並びに補助金の交付決定については、速やかに行う。</p> <p>⑥ 新規等の補助事業については、事業効果を適切に評価できる手法を導入するとともに、事業実施状況等を踏まえ、必要に応じ、評価手法等の改善を行う。</p> <p>⑦ 畜産業振興事業について、決算上の不用理由の分析を行うとともに、補助金経由の在り方及び各法人等における基金造成の在り方の見直しを行う。また、同事業により造成された基金について、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金基準」という。）等に準じて定めた基準に基づき、国における事業の改廃に資するよう、中期目標期間中にすべての基金について見直しを実施する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(3) 補助事業の適正、効率的な実施を確保するため、業務執行規程等に基づき、以下の措置を講じる。</p> <p>① 明確な審査基準に基づき事業を実施する。</p> <p>② 新規事業を中心に、事業説明会、巡回指導等を実施し、事業実施主体に対する指導を徹底する。</p> <p>③ 事業の進行管理システムにより、事業の進行状況を把握し、その効率的な執行を確保する。</p>	<p>◇ (3) 補助事業の適正、効率的な実施の確保</p> <p>【評価指標】</p> <p>① 業務執行規程等の基準に基づいた事業の審査</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p>	a
	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>補助事業の適正、効率的な実施を確保するため、業務執行規程に基づいて作成した審査基準チェックシートを用い、事業採択に当たり、同シートにより基準に基づく審査を実施（平成22年度実績：1,417件）した。また、同シートを採択に係る全ての起案文書に添付し、明確な審査基準に基づき事業を実施していることを確認した。</p> <p>（内訳）</p> <p>畜産分野 — 1,333件</p> <p>野菜分野 — 84件</p> <p>（PT別添2-3）</p>	a
	<p>【評価指標】</p> <p>② 巡回指導等の実施</p> <p>分母を新規に実施した補助事業数（拡充事業を含む。）とし、分子を事業説明会を開催した又は巡回指導を行った事業数とする。</p> <p>a : 達成度合は、90%以上であった</p> <p>b : 達成度合は、50%以上90%未満であった</p> <p>c : 達成度合は、50%未満であった</p>	a
<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>補助事業の適正、効率的な実施を確保するため、畜産業振興事業における新規17事業（緊急対策及び拡充事業を含む。）について、事業実施主体に対する事業説明会（20回）、巡回指導等を実施した。この他、継続事業についても全国会議、巡回指導等を実施した。</p> <p>この結果、全ての新規事業が定められた期日までに実施することができ、それぞれの事業の目的を達成することができた。</p> <p>また、平成22年12月の政策評価・独立行政法人評価委員会の指摘を踏まえ、全国説明会については、補助事業の適正、効率的な実施を確保する観点から、参加者に対してアンケートを実施し、会議内容等についての評価を得ることで、説明会のさらなる向上に努めた。</p> <p>なお、野菜農業振興事業において、平成22年度に新たに実施した事業はなかった。</p> <p>（PT別添2-4）</p>	a	
<p>【評価指標】</p> <p>③ 事業の進行管理システムに基づいた進行管理の実施</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>事業の適正、効率的な実施を確保するため、事業の進行管理システムに基づく進行管理表により、毎月事業の進行管理を行った。（PT別添2-5）</p>	a	

評価項目	達成状況	評価
④ ホームページにおいて、事業の目的、補助率、予算額、事業実施期間等の事業概要及び事業実施地域等の採択した事業の概要を公表する。	<p>【評価指標】</p> <p>④ ホームページでの事業概要及び採択した事業の概要の公表</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p>	a
⑤ 事務処理手続の迅速化、進行管理の徹底等を通じ、事業実施主体から要領及び事業実施計画を受理してから承認の通知を行うまでの期間並びに補助金の交付申請を受理してから交付決定の通知を行うまでの期間が10業務日以内である件数の全件数に占める割合を90%以上とする。ただし、地方の複数の事業実施主体に係る件数については、対象件数から除く。	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>補助事業の適正・効率的な実施を図るため、ホームページ等で、事業の目的、補助率、予算額、事業実施期間等の事業の概要等を公表するとともに、事業採択後、速やかに補助先を公表した。また、各事業の終了時期を補助事業実施要綱等に明記し、公表した。(PT別添2-6)</p>	
⑥ 新規等の補助事業については、事業効果を適切に評価できる手法を導入する。また、事業実施状況等を踏まえ、必要に応じ評価手法等の改善を行う。	<p>【評価指標】</p> <p>⑤ 事務処理手続きの迅速化</p> <p>分母を受理した要領、実施計画及び交付申請の合計件数とし、分子を10業務日以内で行った要領、実施計画及び交付申請の合計件数とする。ただし、地方の複数の事業実施主体に係る事業については対象件数から除外する。</p> <p>a : 達成度合は、90%以上であった</p> <p>b : 達成度合は、50%以上90%未満であった</p> <p>c : 達成度合は、50%未満であった</p>	a
⑦ 畜産業振興事業について、決算上の不用理由の分析を行う。	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>進行管理システムによる進行管理の徹底等により、事業実施主体から要領及び事業実施計画を受理してから承認通知を行うまでの期間並びに補助金の交付申請を受理してから交付決定の通知を行うまでの期間が10業務日以内であった割合は99.9%（総受理件数1,920件に対し、10業務日以内に行った件数は1,919件）となり、目標の90%を上回った。</p>	
⑧ 畜産業振興事業について、補助金経由の在り方及び各法人等における基金造成の在り方の見直しを行う。	<p>(内訳)</p> <p>畜産分野 — 1,797件に対し1,796件</p> <p>野菜分野 — 123件に対し 123件</p> <p>(PT別添2-5)</p>	
⑨ 畜産業振興事業により造成された基金について、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金基準」という。）等に準じて定めた基準（平成20年度改正）に基づき基金の見直し等を行う。	<p>【評価指標】</p> <p>⑥ 新規等の補助事業への適切な評価手法の導入</p> <p>a : 適切な評価手法を導入した</p> <p>c : 評価手法を導入しなかった</p>	a
	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>肉用牛肥育経営安定特別対策事業などの新規等の補助事業について、継続事業と同様に事業効果を適切に評価するため、コスト分析手法を適用した。</p>	
	<p>【評価指標】</p> <p>⑦ 評価手法の必要に応じた改善等</p> <p>a : 必要がなかった又は十分であった</p> <p>b : 必要はあったが、やや不十分であった</p> <p>c : 必要はあったが、不十分であった</p>	a
	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>なお、理事長による四半期ごとのヒアリング等を通じて確認した事業実施状況等を踏まえ、現行の評価手法等が適切に機能していることから、評価手法等の改善を行う必要はなかった。</p>	
	<p>【評価指標】</p> <p>⑧ 決算上の不用理由の分析</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p>	a

評価項目	達成状況	評価
	<p>b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった</p>	
	<p>【業務実績報告書の記述】 平成21年度事業について、不用額の大きい事業の理由の分析を行い、平成22年7月2日に開催された補助事業に関する第三者委員会において、その結果を報告した。</p>	
	<p>【評価指標】 ⑨ 補助金経由の在り方及び各法人等における基金造成の在り方の見直し a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった</p>	a
	<p>【業務実績報告書の記述】 22年度事業の実施要綱の制定・改正を通じて、次のとおり見直しを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金経由の在り方 国産飼料資源活用促進総合対策事業他5事業について、中央団体を経由し実施していたものを、機構からの直接交付方式に変更した。</li> <li>・各法人等における基金造成の在り方 基金方式から単年度事業方式に変更及び中央団体を経由していたものを機構からの直接交付方式に変更したことに伴い、畜産特別資金融通事業他7事業について、中央団体に造成していた基金を廃止した。</li> </ul> <p>また、リース関係5事業を統合して、畜産高度化支援リース事業とすることで、5基金を1基金に集約した。</p>	
	<p>【評価指標】 ⑩ 基準等の見直し a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった (実施した年度のみ評価を行う)</p>	a
	<p>【業務実績報告書の記述】 畜産業振興事業により造成した基金については、昨年度に実施した基金の見直し等を踏まえ、中央団体等の基金について規模等の検討を行い、平成22年度中に22基金から385億円を返還させた。更に次の3事業については、単年度事業方式へ変更することにより、中央団体に造成していた基金を平成23年度に廃止することとした。(平成23年度中に105億円を返還予定。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜疾病経営維持資金融通事業</li> <li>・家畜飼料特別支援資金融通事業</li> <li>・肉用牛導入資金保証基盤整備事業</li> </ul> <p>(PT別添2-7)</p> <p>【参考】 (中央団体等の基金数) 平成22年度は、次の4基金(4事業)について、生産者積立金に対応した必要額等を中央団体等に造成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・肉用牛肥育経営安定対策事業 : 4,277百万円</li> <li>・肉用牛肥育経営安定特別対策事業 : 40,475百万円</li> <li>・養豚経営安定対策事業 : 4,455百万円</li> <li>・家畜防疫互助基金造成等支援事業 : 4,705百万円</li> </ul> <p>なお、平成23年度における中央団体等の基金数は、既に事業が終了し、貸付金の回収等のために設置している5基金(5事業)を除き、10基金(8事業)と縮減したところである。</p>	

評価項目	達成状況	評価
<p>第2-1 畜産関係業務</p>	<p>○ 畜産関係業務 【評価結果】 指標の総数：42 評価aの指標数：35×2点＝70点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 (評価対象外：7) 合計 70点 (70/70=100%)</p>	A
<p>【中期計画】 (1) 指定食肉の売買 指定食肉の価格安定を図るため、指定食肉の需給動向を定期的に把握するとともに、指定食肉の買入れ・売渡しを決定した場合は、決定した日から30業務日以内に売買業務を実施する。</p> <p>【年度計画】 (1) 指定食肉の売買 指定食肉の価格安定を図るため、指定食肉の需給動向を毎月（価格動向については毎日）把握するとともに、指定食肉の買入れ・売渡しを決定した場合は、決定した日から30業務日以内に売買業務を実施する。</p>	<p>◇ (1) 指定食肉の売買 【評価指標】 ① 指定食肉の需給動向の把握 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 畜産物の価格安定を図るため、指定食肉について、日々の卸売価格等を把握（「畜産物の卸売価格等」）するとともに、食肉に関する各種統計資料及び機構が実施する「食肉保管状況調査」の結果等により、定期的に食肉の需給動向を把握した（「牛肉・豚肉等の需給動向」他）。また、牛肉・豚肉の品目別輸入動向調査に係る分析検討委員会において、輸入商社から海外及び国内の需給動向について情報を収集した。さらに、これらの情報を「畜産の情報」への活用やHP掲載等に使用した。（PT別添3-1）</p> <p>【評価指標】 ② 30業務日以内の買入れ又は売渡しの実施 分母を指定食肉の買入れ又は売渡しの実施回数とし、分子を当該買入れ又は売渡しを決定した日から30業務日以内に買入れ又は売渡しを実施した回数とする。 a：達成度合は、100%であった b：達成度合は、70%以上100%未満であった c：達成度合は、70%未満であった (実施した年度のみ評価を行う)</p> <p>【業務実績報告書の記述】 なお、平成22年度は、指定食肉の買入れ・売渡しを実施しなかった。</p>	a
<p>【中期計画】 (2) 生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助 畜産物の価格安定を図るため、畜産物の需給動向を定期的に把握するとともに、国が保管計画の認定を行った場合は、認定された日から14業務日以内に調整保管に係る補助金の交付決定を行う。 【参考】平成4年度実績：16業務日</p> <p>【年度計画】 (2) 生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助 畜産物の価格安定を図るため、畜産物の需給動向を毎月（指定食肉及び鶏卵の価格動向については毎</p>	<p>◇ (2) 生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助 【評価指標】 ① 畜産物の需給動向の把握 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 畜産物の価格安定を図るため、指定食肉について、日々の卸売価格等を把握（「畜産物の卸売価格等」）するとともに、食肉に関する各種統計資料及び機構が実施する「食肉保管状況調査」の結果等により、定期的に食肉の需給動向を把握した（「牛肉・豚肉等の需給動向」他）。また、牛肉・豚肉の品目別輸入動向調査に係る分析検討委員会において、輸入商社から海外及び国内の需給動向について情報を収集した。さらに、これらの情報を「畜産の情報」への活用やHP掲載等に使用した。（PT別添3-1）</p>	a



評価項目	達成状況	評価
<p>日)把握するとともに、国が保管計画の認定を行った場合は、認定された日から14業務日以内に調整保管に係る補助金の交付決定を行う。</p>	<p>【評価指標】</p> <p>② 14業務日以内の調整保管の開始 分母を国が保管計画の認定を行った回数とし、分子を当該保管計画の認定日から14業務日以内に調整保管の交付決定を行った回数とする。 a：達成度合は、100%であった b：達成度合は、70%以上100%未満であった c：達成度合は、70%未満であった (実施した年度のみ評価を行う)</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>なお、平成22年度は、法定の生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業について実施しなかった。</p> <p>【参考】</p> <p>豚肉については、豚肉価格安定緊急対策事業（平成21年度畜産振興事業）により買入・保管した豚肉の販売を6月11日に全事業実施主体に指示し、7月31日に完了した。</p>	—
<p>【中期計画】</p> <p>(3) 畜産に係る補助</p> <p>畜産に係る補助事業は、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的・弾力的に実施する。</p> <p>また、事業の実施及び評価に当たっては、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザの発生・まん延や畜産物・飼料価格の著しい変動等の危機的状況への対応のため、年度途中で機動的な対応が必要となることについて配慮するものとする。</p> <p>① 学校給食用牛乳供給事業</p> <p>ア 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）に基づき定められている学校給食供給目標について、牛乳等に関する普及啓発等の推進により、供給日数に係る達成率を毎事業年度90%以上とする。</p> <p>イ 事業実施主体の取組について、効果の高い活動事例の情報提供やその活用促進により重点化を進めるとともに、事業の提案に際しその必要性・有効性等について事前の検証を行う。</p> <p>ウ 学校給食用牛乳の消費の維持拡大・定着促進という事業目的の達成度を適切に把握し、事業成果の評価を行うため、各事業メニューごとに事業目的の達成度を測る上でふさ</p>	<p>(3) 畜産に係る補助</p> <p>◇① 学校給食用牛乳供給事業 学校給食供給目標の供給日数に係る達成率の向上</p> <p>【評価指標】 学校給食供給目標に係る達成率 供給日数に係る達成率を、分母を小中学校の供給目標日数とし、分子を総供給実績数量を総供給人員で除して得た実績供給日数（1人1日当たり1本供給）とし、90%以上とする。 a：達成度合は、100%以上であった b：達成度合は、70%以上100%未満であった c：達成度合は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>平成22年度の供給日数は、前年度に比べて0.8日増加し、180.2日となった。このため、供給目標（195日）に対する供給日数の達成率は92.4%（180.2日／195日）と、目標の90%を上回った。</p> <p>なお、供給日数目標の達成に向け、供給日数の拡大の余地が見込まれる等の佐賀県ほか7都府県について、巡回指導を実施した。</p>	a

評価項目	達成状況	評価
<p>わしい指標をできる限り具体的に設定し、これに基づく事業成果の評価を行う。</p> <p>エ 学校給食において牛乳を経験した者のその後の牛乳摂取の影響を把握するための手法を研究する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(3) 畜産に係る補助 畜産に係る補助事業は、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、以下のとおり事業の重点化を図るとともに、機動的かつ弾力的に実施する。</p> <p>また、事業の実施及び評価に当たっては、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザの発生・まん延や畜産物・飼料価格の著しい変動等の危機的状況への対応のため、年度途中で機動的な対応が必要となることについて配慮するものとする。</p> <p>① 学校給食用牛乳供給事業 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）に基づき定められている学校給食供給目標について、供給条件の不利な地域における輸送費等の増し経費の助成を行い、供給日数に係る達成率を90%以上とする。</p>		
<p>【中期計画】</p> <p>(3) 畜産に係る補助</p> <p>② 畜産業振興事業</p> <p>ア 生乳の需給安定対策</p> <p>(7) 乳業の国際競争力を強化するため、衛生的かつ生産効率の高い乳業施設の整備を図る。</p> <p>(4) 国産生乳・乳製品等に対する理解の促進のため、栄養的価値等のPR、正しい知識の普及等の普及啓発を行い、消費者等に対するアンケート調査における国産生乳・乳製品等の摂取に繋がる知識等の普及度を中期目標期間終了時まで5%以上向上させる。</p> <p>イ 肉用牛対策</p> <p>(7) 肉用牛肥育経営者、肉用子牛生産者、肉専用種繁殖経営者等</p>	<p>(3) 畜産に係る補助</p> <p>② 畜産業振興事業</p> <p>◇ア 生乳の需給安定対策</p> <p>【評価指標】</p> <p>衛生的かつ生産効率の高い乳業施設の整備 分母を乳業施設の整備計画の採択件数とし、分子を乳業施設の整備件数とする。</p> <p>a：達成度合は、90%以上であった b：達成度合は、50%以上90%未満であった c：達成度合は、50%未満であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>乳業施設の整備を希望する者から整備計画を徴し、ヒアリングを実施し、衛生的かつ生産効率の高い乳業施設の整備計画を採択した（石川県：1者）。</p> <p>◇イ 肉用牛対策</p> <p>【評価指標】</p> <p>(7) 肉用牛肥育経営安定特別対策事業に係る所要（当面の必要額）の基金造成</p> <p>a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p>	<p>a</p> <p>a</p>

評価項目	達成状況	評価
<p>の経営の安定を図るため、価格の低落等により生産者の収益性が悪化した場合に的確に補てん金を交付する。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】            厳しい経営環境が続く肉用牛肥育経営に対処するため、肉用牛肥育経営安定特別対策事業について、補てん金を迅速・的確に交付するため、四半期毎に生産者積立金に対応した基金造成必要額（404億75百万円）について、47事業実施主体に基金造成を適切に行った。（PT別添3-2）</p>	
<p>(イ) 肉用牛の生産基盤の安定化を図るため、改良増殖及び飼養管理技術の向上のための新技術の実用化等の支援を行う。</p>	<p>【評価指標】            (イ) 生産性の向上のための実証調査等            分母を事業実施計画上の実施件数とし、分子を事業実績上の実施件数とする。            a：達成度合は、90%以上であった            b：達成度合は、50%以上90%未満であった            c：達成度合は、50%未満であった</p>	a
<p>ウ 飼料対策            (7) 飼料自給率の向上及び飼料生産コストの低減を図るため、農薬等の使用量の低減、土壌流亡の防止等環境との調和を図りつつ、高位生産草地への転換を図る。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】            肉用牛の生産基盤の安定を図るため、繁殖雌牛の導入、肉用牛の改良増殖の強化等の事業に対する補助を行った。</p>	
<p>(イ) ゆとりある畜産経営を実現するため、コントラクター（飼料生産受託組織）を育成・強化し、効率的な飼料生産の受託システムを確立する。</p>	<p>【評価指標】            (イ) 畜産新技術の実用化等を図るための現地調査の実施            a：取り組みは十分であった            b：取り組みはやや不十分であった            c：取り組みは不十分であった</p>	—
<p>エ 環境対策            家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進のため、機械施設の整備及び民間団体等による指導を推進する。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】            なお、平成22年度は、畜産新技術の有効活用への支援等に係る事業はなかった。</p>	
<p>オ 食肉等流通対策            (7) 国産食肉の市場競争力の確保を図るため、食肉処理施設の再編合理化、衛生水準の高いモデル的な食肉処理施設の整備等を行う。</p>	<p>◇ウ 飼料対策            【評価指標】            (7) 飼料自給率の向上及び飼料生産コストの低減のための生産性の高い草地への転換            分母を事業実施計画上の飼料作物の生産の振興等に係る助成面積（件数）とし、分子を事業実績上の助成面積（件数）とする。            a：達成度合は、90%以上であった            b：達成度合は、50%以上90%未満であった            c：達成度合は、50%未満であった</p>	—
<p>(イ) 国産食肉に対する理解の促進のため、栄養的価値等のPR、正しい知識の普及等の普及啓発を行い、消費者等に対するアンケート調査における畜産物に係る知識等の普及度を中期目標期間終了時まで5%以上向上させる。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】            平成22年度は、該当事業はなかった。</p>	
<p>カ 家畜衛生・その他の対策            (7) 豚コレラ等の家畜伝染病のまん延防止を図るため、畜産農家等が自ら行う互助活動の支援等により養豚農家等の衛生水準を向上させる。</p>	<p>【評価指標】            (イ) ゆとりある畜産経営の実現            a 効率的な飼料生産受託システムの確立            分母を事業実施計画上の飼料収穫作業、堆肥散布作業、耕起等作業等の各作業毎の実施件数とし、分子を事業実績上の各作業毎の実施件数とする。            a：達成度合は、90%以上であった            b：達成度合は、50%以上90%未満であった            c：達成度合は、50%未満であった</p>	a
<p>(イ) 負債の償還が困難な生産者及び後継者の経営承継の円滑化を図るため、長期低利の借換資金の融通等を行う。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】            ゆとりある畜産経営を実現するため、飼料収穫作業等の各作業について、コントラクター（飼料生産等作業受託組織）が作業を実施した場合に、受託面積に応じた補助を行った。            なお、事業実施計画168件に対し、実施件数は165件であったが、3件については、稲わらに対する需要が低下したことから、実施が取り止めとなったものである。</p>	
<p>(ウ) BSE発生農家等への支援を行うとともに、肉骨粉の適正な処分を推進し、安全な肉骨粉の</p>		

評価項目	達成状況	評価
<p>供給体制を整備する。</p> <p>(イ) 口蹄疫等悪性伝染病発生時等に、畜産物に係る知識の普及及び安全性のPRを行うとともに、畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策等を行う。</p> <p>【年度計画】</p>	<p>【評価指標】</p> <p>b ヘルパー制度の利用拡大 分母を事業実施計画上のヘルパー制度の利用拡大のための研修及び表彰等の実施回数とし、分子を事業実績上の研修及び表彰の実施回数とする。 a : 達成度合は、90%以上であった b : 達成度合は、50%以上90%未満であった c : 達成度合は、50%未満であった</p>	a
<p>(3) 畜産に係る補助</p> <p>② 畜産業振興事業</p> <p>ア 生乳の需給安定対策 乳業の国際競争力を強化するため、衛生的かつ生産効率の高い乳業施設の整備計画を採択する。</p> <p>イ 肉用牛対策</p> <p>(7) 肉用牛肥育経営安定特別対策事業について、補てん金を迅速・的確に交付するため、補てん金の交付状況等に応じて所要の基金造成を適切に行う。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>ゆとりある畜産経営を実施するため、酪農ヘルパー養成のためのヘルパー研修会や優良ヘルパーの表彰の開催に対する補助を行った。</p> <p>なお、事業実施計画16回（研修会15回、表彰1回）に対し、実施は15回（研修会14回：延参加人数128名、表彰1回：83名）であったが、1回（研修会）については、対象となる中級専任ヘルパーの参加者が確保できなかったため、実施が取り止めとなったものである。（PT別添3-3）</p>	
<p>イ 肉用牛対策</p> <p>(7) 肉用牛肥育経営安定特別対策事業について、補てん金を迅速・的確に交付するため、補てん金の交付状況等に応じて所要の基金造成を適切に行う。</p> <p>(4) 肉用牛の生産基盤の強化を図るため、新規参入、繁殖雌牛の導入、肉用牛の改良増殖の強化及び子牛の生産性向上等への支援を行う。また、畜産新技術の有効活用への支援等を行う。</p>	<p>◇エ 環境対策 家畜排せつ物管理の適正化及び利用の促進</p> <p>【評価指標】</p> <p>a リース事業による整備の進捗状況の把握に基づく所要（当面の必要額）の基金造成等による機械施設の整備の推進 a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった</p>	a
<p>ウ 飼料対策</p> <p>(7) 飼料自給率の向上及び飼料生産コストの低減を図るため、土壌の分析・改良等による草地の改善、飼料利用の拡大のためのコンクール等を実施することにより、環境との調和を図った生産性の高い草地への転換を推進する。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）を踏まえ、リース事業の採択状況を四半期ごとに事業実施主体から徴し、事業の適格な取組に向けた指導等を行った。</p> <p>なお、平成22年度において、他のリース事業と統合し、新たな基金造成は行わなかった。</p>	
<p>(4) ゆとりある畜産経営を実現するため、飼料収穫作業、堆肥散布作業等の各作業毎に補助を行う。</p>	<p>【評価指標】</p> <p>b 民間団体等による指導の推進 a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった</p>	a
<p>エ 環境対策 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）を踏まえ、本事業によりたい肥の調整・保管に必要な機械施設を整備するための所要額を早期に把握して基金造成を適切に行うとともに、民間団体等によるたい肥をはじめとする排せつ物の利用等の指導の推進を図る。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>また、民間団体等による、たい肥をはじめとする家畜排せつ物の利用促進を図るための指導計画（33道県）について、計画を採択するとともに、事業実施主体のヒアリングを行い、農家への指導が計画に沿って適切に行われていることを確認した。</p>	
<p>オ 食肉等流通対策</p> <p>(7) 食肉処理施設の整備等について</p>	<p>◇オ 食肉等流通対策</p> <p>【評価指標】</p> <p>(7) 衛生・環境関連の施設整備計画の優先的な採択 a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった</p>	a

評価項目	達成状況	評価
<p>は、豚副産物の分別を含むBSE関連規則に対応した施設整備等衛生・環境関連の計画を優先的に採択する。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】 食肉処理施設の整備等について、需要調査により34件の施設整備計画を把握し、6件の施設整備を採択したが、そのうちの衛生・環境関連の施設整備4件について優先的にヒヤリングを行い採択した。(PT別添3-4)</p>	
<p>(イ) 国産食肉に対する理解の促進のため、食に関する市民大学講座等と共同で開催するシンポジウム等により栄養的価値等のPR、正しい知識の普及啓発を行う。また、消費者等を対象に国産食肉に係る知識等の普及度を測定するアンケート調査を行う。</p>	<p>(イ) 国産食肉に係る知識等の普及度の向上 【評価指標】 a 普及啓発の実施 分母を事業実施主体のイベント等の催事の普及啓発の計画件数の合計とし、分子を実施件数の合計とする。 a : 達成度合は、90%以上であった b : 達成度合は、50%以上90%未満であった c : 達成度合は、50%未満であった</p>	a
<p>カ 家畜衛生・その他の対策 (7) 事業実施主体が実施するブロック会議に積極的に参加し、家畜衛生互助制度の普及等に努めることにより、養豚農家等の衛生水準の向上、家畜伝染病のまん延防止等を支援する。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】 国産食肉に対する理解の促進を図るため、行政機関等と共同で開催する食肉情報出張講座・シンポジウム(15件)を通じて栄養的価値等のPR、正しい知識の普及啓発を行った。</p>	
<p>(イ) 負債の償還が困難な生産者及び後継者の経営承継の円滑化を図るため、長期低利の借換資金の融通等を行うとともに、生産者、県団体等に対する現地指導を行う。</p>	<p>【評価指標】 b アンケート調査の実施 a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった</p>	a
<p>(7) BSE発生農家等への支援を行うとともに、畜産副産物のレンダリング処理及び肉骨粉の適正な処分を推進するための現地指導を行う。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】 また、消費者等対象に国産食肉に係る知識等の普及度を測定するため、合計1,562名に対しアンケート調査を実施した。アンケート調査における係る知識等の普及度は45.2%であり、前年度実績を1.1ポイント上回った。(PT別添3-5)</p>	
<p>(イ) 口蹄疫等悪性伝染病発生時等に、国と連携して、畜産物に係る知識の普及、安全性のPRを速やかに行うとともに、畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策等を速やかに行う。</p>	<p>◇カ 家畜衛生・その他の対策 【評価指標】 (7) 養豚農家等の衛生水準の向上のための指導等の実施 a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった</p>	a
<p></p>	<p>【業務実績報告書の記述】 豚コレラ等の家畜伝染病のまん延防止を図る観点から、畜産農家等が自ら行う互助活動への支援を行うことを目的とした家畜衛生互助制度について、制度の普及と事業の円滑な推進を図るため、全国会議3回、ブロック会議に4回参加し、制度の普及及び適正な執行のための指導を行った。 (会議出席者：延べ338名) (PT別添3-6)</p>	
<p></p>	<p>【評価指標】 (イ) 長期低利の借換資金の融通等に係る指導等の実施 a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった</p>	a
<p></p>	<p>【業務実績報告書の記述】 負債の償還が困難な生産者及び後継者の経営承継の円滑化を図るため、長期低利の借換資金の融通等のための利子補給を実施するとともに、指導計画に基づき6道県の現地調査を実施し、融資取扱状況等を確認した。(PT別添3-7)</p>	

評価項目	達成状況	評価
	<p>(ウ) BSE発生農家等への支援</p> <p>【評価指標】</p> <p>a BSE患畜の発生に伴う、生産農家等への支援</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p>	—
	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>平成22年度は、BSEの発生農家がなかったため、事業は実施しなかった。</p>	
	<p>【評価指標】</p> <p>b 畜産副産物のレンダリング処理及び肉骨粉の適正な処分を推進するための現地調査の実施</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p>	a
	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>畜産副産物のレンダリング処理及び肉骨粉の適正な処分を推進するため、調査計画に基づき、20都道府県の24カ所について現地調査を実施し、原料受入状況、製造・焼却状況等について調査するとともに、必要に応じた指導を行うことで肉骨粉の適正処分を推進した。(PT別添3-8、3-9)</p>	
	<p>【評価指標】</p> <p>(イ) 口蹄疫等悪性伝染病発生時等における畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策等の実施</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p> <p>(実施した年度のみ評価を行う)</p>	a
	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>宮崎県における口蹄疫の発生に伴い措置された新規事業・既存事業の要件の緩和等及び東日本大震災の発生に伴い措置された新規事業について、対策の公表後速やかに事業実施が行えるよう実施要綱の制定又は改正を迅速に実施するとともに、機構ホームページへの掲載、事業実施主体への説明会等を通じ、畜産農家に対する事業内容の周知に努めた。この結果、畜産農家の経済的負担の軽減及び経営の維持・安定を図るための事業を速やかに実施することができた。</p>	
	<p>【評価指標】</p> <p>(オ) 口蹄疫等悪性伝染病発生時等における畜産物に係る知識の普及、安全性のPRの実施</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p> <p>(実施した年度のみ評価を行う)</p>	a
	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>また、鳥インフルエンザの継続的な発生を受け、消費者への風評被害に対応するため、国産食肉需要構造改善事業を活用し、鶏肉・鶏卵の安全性をPRするポスターを作成し、関係する都道府県及び団体へ配付した。なお、鶏肉・鶏卵の消費に大きな影響は見られなかった。</p>	

評価項目	達成状況	評価
<p>【中期計画】</p> <p>(4) 加工原料乳生産者補給交付金の交付</p> <p>① 生産者補給交付金については、事務処理の迅速化等により、指定生乳生産者団体からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。ただし、指定生乳生産者団体から18業務日を超えた支払希望がある場合を除く。</p> <p>〔参考〕平成18年度実績：18業務日</p> <p>【年度計画】</p> <p>(4) 加工原料乳生産者補給交付金の交付</p> <p>① 指定生乳生産者団体からの交付申請を受理した日から18業務日以内に生産者補給交付金を交付する。ただし、指定生乳生産者団体から18業務日を超えた支払希望がある場合を除く。</p> <p>このため、指定生乳生産者団体における円滑な事務処理についての指導等を行う。</p>	<p>(4) 加工原料乳生産者補給交付金の交付</p> <p>◇① 交付業務の迅速化</p> <p>【評価指標】</p> <p>ア 18業務日以内の交付</p> <p>分母を支払請求件数とし、分子を18業務日以内に交付した件数とする。</p> <p>a：達成度合は、100%であった</p> <p>b：達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>c：達成度合は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>指定生乳生産者団体からの加工原料乳生産者補給交付金の交付申請については、支払請求件数48件に対して、18業務日以内に交付を行った件数は48件であった。</p> <p>〔平均交付日数：9日（6～16日）〕</p> <p>（PT別添3-10）</p> <p>【評価指標】</p> <p>イ 指定生乳生産者団体に対する指導</p> <p>a：取り組みは十分であった</p> <p>b：取り組みはやや不十分であった</p> <p>c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>加工原料乳生産者補給交付金を18業務日以内に交付するため、事務処理の迅速化等についての文書を指定生乳生産者団体に送付し、生産者補給交付金交付事務の一層の迅速化について指導を行った。（PT別添3-11）</p>	<p>a</p> <p>a</p>
<p>【中期計画】</p> <p>(4) 加工原料乳生産者補給交付金の交付</p> <p>② ホームページ等において、事務手続の合理化等により、指定生乳生産者団体別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から9業務日以内に公表する。</p> <p>〔参考〕平成18年度実績：9業務日</p> <p>【年度計画】</p> <p>(4) 加工原料乳生産者補給交付金の交付</p> <p>② ホームページ等において、指定生乳生産者団体別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から9業務日以内に公表する。</p> <p>このため、都道府県及び指定生乳生産者団体との連携を図る。</p>	<p>(4) 加工原料乳生産者補給交付金の交付</p> <p>◇② 受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報の公表</p> <p>【評価指標】</p> <p>ア 9業務日以内の公表</p> <p>分母を公表回数とし、分子を9業務日以内に公表した回数とする</p> <p>a：達成度合は、100%であった</p> <p>b：達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>c：達成度合は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>指定生乳生産者団体別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報の公表については、公表回数12回に対して、9業務日以内に公表した回数は12回であった。</p> <p>（公表までの日数：4～8業務日）（PT別添3-12）</p> <p>【評価指標】</p> <p>イ 都道府県及び指定生乳生産者団体との連携</p> <p>a：取り組みは十分であった</p> <p>b：取り組みはやや不十分であった</p> <p>c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>9業務日以内に情報を公表するため、「加工原料乳生産者補給交付金交付関係業務の迅速化等について」を作成し、都道府県及び指定生乳生産者団体に送付し、都道府県及び指定生乳生産者団体との相互連絡等について指導を行った。（PT別添3-13）</p>	<p>a</p> <p>a</p>

評価項目	達成状況	評価
<p>【中期計画】</p> <p>(5) 指定乳製品等の輸入・売買</p> <p>① 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合に指定乳製品等の輸入を行うときには、事務処理の迅速化、輸入業務関係者に対する指導の強化等により、農林水産大臣が輸入を承認した日から50日以内（大洋州産以外のものについては80日以内）に売渡しを行う。</p> <p>【参考】平成9年度実績：57日（大洋州産以外のものは84日）</p> <p>【年度計画】</p> <p>(5) 指定乳製品等の輸入・売買</p> <p>① 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合に指定乳製品等の輸入を行うときには、農林水産大臣が輸入を承認した日から50日以内（大洋州産以外のものについては80日以内）に指定乳製品等の輸入及び売渡しを行う。</p> <p>このため、以下のとおり輸入業務関係者に対する指導強化等を行う。</p> <p>ア 輸入業務の委託先となる指定商社に対し、迅速な輸入手続き等に係る説明・指導を行う。</p> <p>イ 輸入指定乳製品等の寄託先となる指定倉庫に対し、万全な荷扱い等に係る説明・指導を行う。</p>	<p>(5) 指定乳製品等の輸入・売買</p> <p>◇① 価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合の指定乳製品等の輸入及び売渡し</p> <p>【評価指標】</p> <p>ア 農林水産大臣が輸入を承認した日から50日以内（大洋州産以外のものについては80日以内）の売渡しの実施</p> <p>分母を農林水産大臣の輸入承認に係る輸入の実施回数とし、分子を当該輸入に係る乳製品を50日以内（大洋州産以外のものについては80日以内）に売渡入札に付した回数とする。</p> <p>a：達成度合は、100%であった</p> <p>b：達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>c：達成度合は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>指定乳製品等の価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれのある状況に至らなかったため、輸入・売渡しは実施しなかった。</p> <p>【評価指標】</p> <p>イ 指定商社に対する説明・指導</p> <p>a：取り組みは十分であった</p> <p>b：取り組みはやや不十分であった</p> <p>c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>輸入業務の委託先となる指定商社31社を参集し、迅速な輸入手続き等に関する説明・指導のための会議を開催した。（PT別添3-14）</p> <p>【評価指標】</p> <p>ウ 指定倉庫に対する説明・指導</p> <p>a：取り組みは十分であった</p> <p>b：取り組みはやや不十分であった</p> <p>c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>輸入指定乳製品等の寄託先となる指定倉庫46社を参集し、万全な荷扱い等に関する説明・指導のための会議を開催した。（PT別添3-15）</p>	<p>—</p> <p>a</p> <p>a</p>
<p>【中期計画】</p> <p>(5) 指定乳製品等の輸入・売買</p> <p>② 国家貿易機関として、国際約束に従って国が定めて通知する数量の指定乳製品等について、毎年度、その全量を確実に輸入する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(5) 指定乳製品等の輸入・売買</p> <p>② 国家貿易機関として、平成22年度に国から通知を受けた指定乳製品等の輸入数量を輸入手当てする。</p>	<p>(5) 指定乳製品等の輸入・売買</p> <p>【評価指標】</p> <p>◇② 国が定めて通知する数量の指定乳製品等の全量の輸入手当て</p> <p>分母を国から通知を受けた輸入数量とし、分子を輸入入札に付した数量とする。</p> <p>a：達成度合は、100%以上であった</p> <p>b：達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>c：達成度合は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>国家貿易機関として、平成22年度に国際約束に従って国が定めて機構に通知された指定乳製品等の輸入数量の全量について、需給状況を踏まえて品目、数量等を決定し、輸入契約を締結した。</p> <p>i) 国から通知を受けた数量 137,202 トン</p> <p>ii) 輸入入札に付した数量（不落札分を除く。）</p> <p>ホエイ・調製ホエイ 7,258 トン</p> <p>デリースプレッド 1,565 トン</p> <p>バターオイル 1,065.9トン</p> <p>バター 4,231 トン</p> <p>全乳換算 137,209 トン</p>	<p>a</p>



評価項目	達成状況	評価																																																																						
<p>【中期計画】</p> <p>(5) 指定乳製品等の輸入・売買</p> <p>③ 指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等を的確に売り渡す。</p> <p>また、指定乳製品等の売渡しに当たっては、指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を図るため、需要者に対して外国産指定乳製品等の品質・規格、用途等を紹介するほか、外国産指定乳製品等の品質等に対する需要者の要望・意向を把握する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(5) 指定乳製品等の輸入・売買</p> <p>③ 指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等を的確に売り渡す。</p> <p>また、指定乳製品等の売渡しに当たっては、指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を図るため、需要者との意見交換を通じ、外国産指定乳製品等の品質・規格、用途等を紹介するほか、外国産指定乳製品等の品質等に対する需要者の要望・意向を把握する。</p>	<p>(5) 指定乳製品等の輸入・売買</p> <p>◇③ 国が指示する方針による、指定乳製品の的確な売り渡し等</p> <p>【評価指標】</p> <p>ア 指定乳製品等の的確な売り渡し</p> <p>分母を国が指定する方針による売渡計画の数量とし、分子を売渡入札に付した数量とする。</p> <p>a：達成度合は、100%以上であった</p> <p>b：達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>c：達成度合は、70%未満であった</p> <p>(売渡計画において、売渡を行わない場合を除く。)</p>	a																																																																						
	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>四半期ごとに農林水産省生産局長あてに届け出ている売渡計画に基づき、脱脂粉乳、ホエイ及び調製ホエイ、デリースプレッド及びバターオイルを売渡入札に付した。</p> <table border="0" data-bbox="603 728 1117 1064"> <tr> <td colspan="3">i) 脱脂粉乳 (単位：トン)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>売渡計画</td> <td>売渡入札</td> </tr> <tr> <td>第1四半期</td> <td>184</td> <td>184</td> </tr> <tr> <td>第2四半期</td> <td>733</td> <td>733</td> </tr> <tr> <td>第3四半期</td> <td>45</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>第4四半期</td> <td>46</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,009</td> <td>1,009</td> </tr> </table> <table border="0" data-bbox="603 1108 1117 1444"> <tr> <td colspan="3">ii) バター (単位：トン)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>売渡計画</td> <td>売渡入札</td> </tr> <tr> <td>第1四半期</td> <td>108</td> <td>108</td> </tr> <tr> <td>第2四半期</td> <td>1,287</td> <td>1,287</td> </tr> <tr> <td>第3四半期</td> <td>301</td> <td>301</td> </tr> <tr> <td>第4四半期</td> <td>45</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,741</td> <td>1,741</td> </tr> </table> <table border="0" data-bbox="603 1489 1117 1736"> <tr> <td colspan="3">iii) ホエイ (単位：トン)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>売渡計画</td> <td>売渡入札</td> </tr> <tr> <td>第1四半期</td> <td>4,000</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td>第3四半期</td> <td>4,000</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>8,000</td> <td>8,000</td> </tr> </table> <table border="0" data-bbox="603 1780 1117 2027"> <tr> <td colspan="3">iv) デリースプレッド (単位：トン)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>売渡計画</td> <td>売渡入札</td> </tr> <tr> <td>第1四半期</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>第3四半期</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,000</td> <td>2,000</td> </tr> </table>		i) 脱脂粉乳 (単位：トン)				売渡計画	売渡入札	第1四半期	184	184	第2四半期	733	733	第3四半期	45	45	第4四半期	46	46	合計	1,009	1,009	ii) バター (単位：トン)				売渡計画	売渡入札	第1四半期	108	108	第2四半期	1,287	1,287	第3四半期	301	301	第4四半期	45	45	合計	1,741	1,741	iii) ホエイ (単位：トン)				売渡計画	売渡入札	第1四半期	4,000	4,000	第3四半期	4,000	4,000	合計	8,000	8,000	iv) デリースプレッド (単位：トン)				売渡計画	売渡入札	第1四半期	1,000	1,000	第3四半期	1,000	1,000	合計
i) 脱脂粉乳 (単位：トン)																																																																								
	売渡計画	売渡入札																																																																						
第1四半期	184	184																																																																						
第2四半期	733	733																																																																						
第3四半期	45	45																																																																						
第4四半期	46	46																																																																						
合計	1,009	1,009																																																																						
ii) バター (単位：トン)																																																																								
	売渡計画	売渡入札																																																																						
第1四半期	108	108																																																																						
第2四半期	1,287	1,287																																																																						
第3四半期	301	301																																																																						
第4四半期	45	45																																																																						
合計	1,741	1,741																																																																						
iii) ホエイ (単位：トン)																																																																								
	売渡計画	売渡入札																																																																						
第1四半期	4,000	4,000																																																																						
第3四半期	4,000	4,000																																																																						
合計	8,000	8,000																																																																						
iv) デリースプレッド (単位：トン)																																																																								
	売渡計画	売渡入札																																																																						
第1四半期	1,000	1,000																																																																						
第3四半期	1,000	1,000																																																																						
合計	2,000	2,000																																																																						

評価項目	達成状況	評価												
	<p>v)バターオイル (単位：トン)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>売渡計画</th> <th>売渡入札</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1四半期</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>第3四半期</td> <td>500</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,500</td> <td>1,500</td> </tr> </tbody> </table>		売渡計画	売渡入札	第1四半期	1,000	1,000	第3四半期	500	500	合計	1,500	1,500	
	売渡計画	売渡入札												
第1四半期	1,000	1,000												
第3四半期	500	500												
合計	1,500	1,500												
	<p>【評価指標】</p> <p>イ 需要者との意見交換の実施による需要者の要望、意向の把握</p> <p>a：取り組みは十分であった</p> <p>b：取り組みはやや不十分であった</p> <p>c：取り組みは不十分であった</p>	a												
	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>また、指定乳製品の輸入・売渡し業務の透明性を図るため、四半期ごとに大手需要者（6社）との情報交換会議を開催し、外国産指定乳製品等に関して意見交換を行ったほか、機構の売渡入札における落札需要者（34社）からも輸入乳製品に関する要望・意見等を把握した。（PT別添3-16）</p>													
<p>【中期計画】</p> <p>(5) 指定乳製品等の輸入・売買</p> <p>④ ホームページ等において、事務処理体制の整備等により、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の19日までに公表する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(5) 指定乳製品等の輸入・売買</p> <p>④ ホームページ等において、指定乳製品等の買入れ・売戻しの月ごとの売買実績を翌月の19日までに公表する。</p>	<p>(5) 指定乳製品等の輸入・売買</p> <p>【評価指標】</p> <p>◇④ 売買実績に係る情報の公表</p> <p>翌月の19日までの公表</p> <p>分母を公表回数とし、分子を翌月19日までに公表した回数とする。</p> <p>a：達成度合は、100%であった</p> <p>b：達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>c：達成度合は、70%未満であった</p>	a												
	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>前月分の指定乳製品等の買入れ・売戻しの実績について、ホームページにおける12回の公表のうち、翌月の19日までに公表した回数は12回であった。（PT別添3-17、3-18）</p>													
<p>【中期計画】</p> <p>(6) 肉用子牛生産者補給交付金の交付</p> <p>① 交付業務の迅速化</p> <p>生産者補給交付金等については、事務処理の迅速化等により、指定協会からの交付申請を受理した日から14業務日以内に交付する。</p> <p>〔参考〕平成18年度実績：14業務日</p> <p>【年度計画】</p> <p>(6) 肉用子牛生産者補給交付金の交付</p> <p>① 交付業務の迅速化</p> <p>指定協会からの交付申請を受理した日から14業務日以内に生産者補給交付金等を交付する。また、必要に応じて会議を開催し、早期の交付申請等について指定協会に対する指導を行う。</p>	<p>(6) 肉用子牛生産者補給交付金の交付</p> <p>◇① 交付業務の迅速化</p> <p>【評価指標】</p> <p>ア 14業務日以内の交付</p> <p>分母を肉用子牛生産者補給交付金を交付した回数と生産者積立助成金を交付した回数の合計回数とし、分子をそれぞれの交付金等を14業務日以内に交付を完了した回数とする。</p> <p>a：達成度合は、100%であった</p> <p>b：達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>c：達成度合は、70%未満であった</p>	a												
	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>平成21年度第4四半期分～22年度第3四半期分に係る生産者補給交付金等については、指定協会からの交付申請書を受理した日から14業務日以内に全て交付した（8回／8回）。</p> <p>第4四半期分</p> <p>生産者補給交付金6～11業務日</p> <p>生産者積立助成金5～12業務日</p> <p>第1四半期分</p> <p>生産者補給交付金6～13業務日</p>													

評価項目	達成状況	評価
	<p>生産者積立助成金 6～14業務日 第2四半期分 生産者補給交付金 2～11業務日 生産者積立助成金 6～13業務日 第3四半期分 生産者補給交付金 6～12業務日 生産者積立助成金 6～14業務日</p>	
	<p>【評価指標】 イ 指定協会に対する指導 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p>	a
	<p>【業務実績報告書の記述】 生産者補給交付金等について、指定協会からの交付申請書を受理した日から14業務日以内に交付するため、事務処理スケジュールの遵守の徹底等について、全国会議を開催するとともに、指定協会に対して四半期毎に事務連絡文書を発して周知した。その結果、交付申請の遅滞はなく補給金等の支払いは、最短で2業務日、最長でも14業務日で行うことができた。(PT別添3-19、3-20)</p>	
<p>【中期計画】 (6) 肉用子牛生産者補給交付金の交付 ② 交付状況に係る情報の公表 ホームページ等において、事務処理体制の整備等により、生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対する生産者補給交付金の交付を終了した日から5業務日以内に公表する。 また、生産者に対して生産者補給金等交付通知書(葉書)を送付すること等により、情報提供の質の向上を図る。</p> <p>【年度計画】 (6) 肉用子牛生産者補給交付金の交付 ② 交付状況に係る情報の公表 ア ホームページ等において、生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対し交付を終了した日から5業務日以内に公表する。また、指定協会を対象とした事務処理の適正実施のための会議を開催する。 イ 肉用子牛生産補給金制度の適切な運用に資する目的で生産者に提供する情報の質の向上を図るため、生産者補給金交付通知書(葉書)等の活用を行う。</p>	<p>(6) 肉用子牛生産者補給交付金の交付 ◇② 交付状況に係る情報の公表 【評価指標】 ア 5業務日以内の公表 分母を肉用子牛生産者補給交付金を交付した回数とし、分子を5業務日以内に公表を行った回数とする。 a：達成度合は、100%であった b：達成度合は、70%以上100%未満であった c：達成度合は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 全指定協会に対する生産者補給交付金の交付実績の公表については、公表回数4回に対して交付を終了した日から5業務日以内に、公表した回数は4回であった。(4回/4回)(PT別添3-21) また、事務処理の適正実施を図るため、4月22日に全国会議を開催(参加者数：143名)した。</p>	a
	<p>【評価指標】 イ 生産者補給金交付通知書(葉書)の活用 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 肉用子牛生産者補給金制度の適切な運用に資するため、生産者補給交付金通知書(葉書)の裏面を活用し、肉用子牛生産者に対し、肉用子牛個体登録の期限厳守等の呼びかけを行った。(PT別添3-22)</p>	a

評価項目	達成状況	評価
<p>【中期計画】</p> <p>(7) 資金の流れ等についての情報公開の推進</p> <p>機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を公表する。また、それと併せ、生産者等にわたった資金の事業別・地域別の総額も公表する。</p> <p>これらの事項については、その総額等を毎年度取りまとめ、翌年度9月末までに公表する。</p> <p>さらに、機構からの補助金により事業実施主体等において造成された基金については、基金基準等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金のみならず、公益法人等を経由し間接的に機構の補助金の交付を受けて設置されているものも含めてすべての保有状況、今後の使用見込み等を3年度毎に取りまとめ、当該年度中に機構において公表する。</p> <p>このほか、会計処理の透明性を確保する観点から、資金の規模及び畜産産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを毎年度取りまとめ、翌年度9月末までに公表する。</p> <p>また、事業返還金の活用に当たっては、その会計処理についての分かりやすい説明を付記する等により、積極的な説明を行っていくこととする。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(7) 資金の流れ等についての情報公開の推進</p> <p>機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、以下の措置を講ずる。</p> <p>① 機構からの直接の補助対象者及びそこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を9月末までに公表する。</p> <p>② 生産者等にわたった資金の事業別・地域別の総額を9月末までに公表する。</p>	<p>(7) 資金の流れ等についての情報公開の推進</p> <p>【評価指標】</p> <p>◇① 機構からの直接補助対象者等に係る情報公開の推進</p> <p>a：取り組みは十分であった</p> <p>b：取り組みはやや不十分であった</p> <p>c：取り組みは不十分であった</p>	a
	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>機構からの直接の補助対象者及びそこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を9月に機構のホームページにより公表した。</p>	
	<p>【評価指標】</p> <p>◇② 生産者等への資金に係る情報公開の推進</p> <p>a：取り組みは十分であった</p> <p>b：取り組みはやや不十分であった</p> <p>c：取り組みは不十分であった</p>	a
	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>生産者等にわたった資金の事業別・地域別の総額について、9月に機構のホームページに公表した。</p>	
<p>【評価指標】</p> <p>◇③ 機構からの補助金による基金に係る情報公開の推進</p> <p>a：取り組みは十分であった</p> <p>b：取り組みはやや不十分であった</p> <p>c：取り組みは不十分であった</p> <p>(実施した年度のみ評価を行う)</p>	—	
<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>平成22年度は、基金基準等に準じて定めた「畜産産業振興事業の実施のために独立行政法人農畜産産業振興機構からの補助金の交付により造成した基金の管理に関する基準」（平成19年3月28日付け18農畜機第4545号）に基づく、平成18年度から3年毎に行う公表の該当年度ではなかったため、実績はなかった。</p>		
<p>【評価指標】</p> <p>◇④ 事業返還金を含む経理の流れに係る情報公開の推進</p> <p>a：取り組みは十分であった</p> <p>b：取り組みはやや不十分であった</p> <p>c：取り組みは不十分であった</p>	a	
<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>畜産産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れについては、平成20年度業務実績に関し政策評価・独立行政法人評価委員会から次の事項に関する情報が含まれていないとの指摘を踏まえ、「b」評価であったことを受け、指摘事項を盛り込むとともに、事業返還金の活用理由等を付記し、平成22年9月30日に機構ホームページに公表した。</p> <p>(政策評価・独立行政法人評価委員会からの指摘事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 牛肉等関税財源畜産産業振興対策交付金や学校給食用牛乳供給事業交付金等の国から交付される資金額</li> <li>・ 区分経理している調整資金と畜産産業振興資金の資金額</li> <li>・ 食肉に係る畜産振興政策等を実施する事業と酪農・乳業関係事業を実施するために支出される資金額</li> <li>・ 畜産関係各会計勘定間の資金の流れ等</li> </ul>		

評価項目	達成状況	評価
<p>③ 機構から直接交付を受けた補助金による基金、公益法人等を経由し間接的に機構の補助金の交付を受けて設置造成されているもの等の保有状況、使用見込み等を、基金基準等に準じて定めた基準に基づき年度中に公表する。</p> <p>④ 畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを事業返還金の活用理由等を付記した上で9月末までに公表する。</p>		

評価項目	達成状況	評価
第2-2 野菜関係業務	<b>○ 野菜関係業務</b> <b>【評価結果】</b> 指標の総数：18 評価aの指標数：17×2点＝34点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 （評価対象外：1） 合計 34点（34/34＝100%）	A
<b>【中期計画】</b> (1) 指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等については、事務処理の合理化を図ることにより、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。 また、農林水産省から機構に移管された同事業に係る指定野菜の供給計画数量と出荷実績数量との乖離の度合いの認定業務を適切に実施する。 <b>【参考】</b> 平成18年度実績：12業務日  <b>【年度計画】</b> (1) 指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。 また、登録出荷団体からの早期の交付申請及び登録出荷団体から生産者への迅速な交付が行われるよう、登録出荷団体を指導する。 さらに、同事業に係る指定野菜の供給計画数量と出荷実績数量との乖離の度合いの認定業務を適切に実施する。	<b>◇ (1) 指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等の交付申請を受理した日から11業務日以内の交付</b> <b>【評価指標】</b> <b>① 生産者補給交付金等の11業務日以内の交付</b> 分母を登録出荷団体等別の品目ごとの交付申請の総件数とし、分子をそのうち11業務日以内に交付した件数とする。 a：達成度合は、100%であった b：達成度合は、70%以上100%未満であった c：達成度合は、70%未満であった  <b>【業務実績報告書の記述】</b> 生産者補給交付金等の交付申請の総件数894件に対し、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付した件数は894件であった。 <b>【交付申請受理から交付までの日数：7～9業務日】</b> （PT別添4-1）  <b>【参考】指定野菜</b> 消費量が相対的に多く又は多くなることが見込まれる野菜であって、その種類、通常の出荷時期等により政令で定める種別に属するもの。現在、キャベツ、だいこん、たまねぎ等の14種類の野菜が指定されている。  <b>【評価指標】</b> <b>② 登録出荷団体による早期交付申請及び生産者への迅速な交付について各種会議等での指導及び現地指導の実施</b> a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった  <b>【業務実績報告書の記述】</b> 機構主催の会議等（5月・2月、2件、出席者235名）、野菜価格安定法人主催のブロック会議（6月・7月、2件、出席者49名）、県連等主催の農協研修会（6月・7月・11月・2月・3月、7件、出席者466名）、農政局主催の説明会（3月、1件、出席者80名）、機構の現地実態調査における現地指導（10～12月、10団体）において、登録出荷団体からの早期の交付申請及び登録出荷団体から生産者への迅速な交付について指導した。（PT別添4-2）  <b>【評価指標】</b> <b>◇ (2) 指定野菜の供給計画数量と出荷実績数量との乖離の度合いの認定の円滑かつ適正な実施</b> a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった  <b>【業務実績報告書の記述】</b> 乖離度の認定業務については、乖離度の認定件数2,042件の全てを、3業務日以内に業務区分ごとに関係団体等に通知した。 <b>【出荷数量の算定から通知までの日数：1業務日】</b> （PT別添4-3）	a

評価項目	達成状況	評価
<p>【中期計画】</p> <p>(2) 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、事務処理の合理化を図ることにより、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から22業務日以内に交付する。</p> <p>〔参考〕平成18年度実績：24業務日</p> <p>【年度計画】</p> <p>(2) 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から22業務日以内に交付する。</p> <p>また、登録出荷団体からの早期の交付申請及び登録出荷団体から生産者への迅速な交付が行われるよう、登録出荷団体を指導する。</p> <p>あわせて、加工・業務用需要への対応を促進する観点から、農林水産省及び関係機関と協力して、生産者と実需者との全国規模の交流会及び表彰事業等を実施することにより、契約取引の拡大に向けた取り組みを行う。</p> <p>さらに、登録出荷団体等の研修会等を通じて制度の普及を図る。</p>	<p>◇ (3) 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等の交付申請を受理した日から22業務日以内の交付</p> <p>【評価指標】</p> <p>① 生産者補給交付金等の22業務日以内の交付</p> <p>分母を登録出荷団体等別の品目ごとの交付申請の総件数とし、分子をそのうち22業務日以内に交付した件数とする。</p> <p>a：達成度合は、100%であった</p> <p>b：達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>c：達成度合は、70%未満であった</p>	a
	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>生産者補給交付金等の交付申請の総件数11件に対し、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から22業務日以内に交付した件数は11件であった。</p> <p>〔交付申請受理から交付までの日数：7～11業務日〕（PT別添4-4）</p>	
	<p>【評価指標】</p> <p>② 登録出荷団体による早期交付申請及び生産者への迅速な交付について各種会議等での指導及び現地指導の実施</p> <p>a：取り組みは十分であった</p> <p>b：取り組みはやや不十分であった</p> <p>c：取り組みは不十分であった</p>	a
	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>機構主催の会議等（5月・2月、2件、出席者235名）、野菜価格安定法人主催のブロック会議（6月・7月、2件、出席者49名）、県連等主催の農協研修会（6月・7月・11月・2月・3月、7件、出席者466名）、農政局主催の説明会（3月、1件、出席者80名）、機構の現地実態調査における現地指導（10～12月、10団体）において、登録出荷団体からの早期の交付申請及び登録出荷団体から生産者への迅速な交付について指導した。（PT別添4-2）</p>	
	<p>【評価指標】</p> <p>③ 契約取引の拡大に向けた取組</p> <p>a：取り組みは十分であった</p> <p>b：取り組みはやや不十分であった</p> <p>c：取り組みは不十分であった</p>	a
<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>全国規模の交流会〔8月（宮城県、出展者数：63団体、来場者数：399人）・11月（愛知県、出展者数：70団体、来場者数：319人）、2件〕及び現地交流会〔6月（富山県、来場者数：120名）・10月（三重県、来場者数：48名）、2件〕を開催し、加工・業務用需要への対応を促進する観点からの交流・普及を行い、延べ133ブースの出展、886名の参加者を得た。（PT別添4-2、4-5）</p> <p>また、農林水産省と共催で「第4回国産野菜の生産・利用拡大優良事業者表彰事業」に係る表彰を行い、加工・業務用向け国産野菜の生産拡大に向け、産地と実需者等との連携の優れた取組を表彰した。</p> <p>（農林水産大臣賞1点、生産局長賞5点、（独）農畜産業振興機構理事長賞6点を表彰）（PT別添4-6）</p>		
<p>【評価指標】</p> <p>④ 登録出荷団体等の研修会等を通じた制度の普及</p> <p>a：取り組みは十分であった</p> <p>b：取り組みはやや不十分であった</p> <p>c：取り組みは不十分であった</p>	a	

評価項目	達成状況	評価
	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>機構主催の会議等（5月・11月・2月、4件、出席者235名・24法人）、野菜価格安定法人主催のブロック会議（6月・7月、2件、出席者49名）、県連等主催の農協研修会（6月・7月・11月・2月・3月、7件、出席者466名）、農政局主催の説明会（3月、1件、出席者80名）、個別説明（5月～8月、12件、対象者：19者）及び茨城県認定農業者躍進大会（3月、1件、出席者：320名）において、制度の説明を行ったほか、契約事業のPRのためパンフレットを作成し、大規模生産者等に配布した。</p> <p>さらに、契約事業の普及等を行うため、「生産者の方々から意見を聴く会」（11月・2月、2件、出席者24法人）を開催するとともに、平成23年度予算の概算決定を受け、登録出荷団体等及び大規模生産者等に制度普及のためのPR文書を送付した。（PT別添4-2）</p>	
<p>【中期計画】</p> <p>(3) (1)又は(2)の業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金については、事務処理の合理化を図ることにより、都道府県の野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。</p> <p>【参考】平成18年度実績：12業務日</p>	<p>◇ (4) (1)又は(2)の業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金の交付申請を受理した日から11業務日以内の交付</p> <p>【評価指標】</p> <p>① 助成金の11業務日以内の交付</p> <p>分母を都道府県の野菜価格安定法人別の品目ごとの交付申請の総件数とし、分子をそのうち11業務日以内に交付した件数とする。</p> <p>a：達成度は、100%であった</p> <p>b：達成度は、70%以上100%未満であった</p> <p>c：達成度は、70%未満であった</p>	a
<p>【年度計画】</p> <p>(3) (1)又は(2)の業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金については、都道府県の野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。</p> <p>また、都道府県の野菜価格安定法人からの早期の交付申請及び都道府県の野菜価格安定法人から生産者への迅速な交付が行われるよう、都道府県の野菜価格安定法人を指導する。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>助成金の交付申請の総件数828件に対し、交付申請を受理した日から11業務日以内に交付した件数は828件であった。</p> <p>【交付申請受理から交付までの日数：6～11業務日】（PT別添4-7）</p> <p>【評価指標】</p> <p>② 都道府県の野菜価格安定法人による早期交付申請及び生産者への迅速な交付について各種会議等での指導及び現地指導の実施</p> <p>a：取り組みは十分であった</p> <p>b：取り組みはやや不十分であった</p> <p>c：取り組みは不十分であった</p>	a
	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>また、野菜価格安定法人主催のブロック会議（6月・7月、2件、出席者49名）、農政局主催のブロック会議（3月、1件、出席者80名）、県連等主催の農協研修会（6月・7月・11月・2月・3月、7件、出席者466名）、機構にて開催した野菜価格安定制度の実務担当者説明会（5月・2月、2件、出席者235名）及び特定野菜等事業実態調査（10月～11月、9件、9調査先）を通じ、野菜価格安定法人からの早期の交付申請及び野菜価格安定法人から生産者への迅速な交付について指導した。（PT別添4-2）</p>	
<p>【中期計画】</p> <p>(4) 野菜農業振興事業は、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。</p> <p>また、重要野菜等緊急需給調整事業のうち、公益法人が実施している資金造成や登録出荷団体等への交付</p>	<p>◇ (5) 野菜農業振興事業の実施</p> <p>【評価指標】</p> <p>① 国、事業実施主体等との連携に基づく野菜農業振興事業の機動的・弾力的な実施</p> <p>a：取り組みは十分であった</p> <p>b：取り組みはやや不十分であった</p> <p>c：取り組みは不十分であった</p>	a



評価項目	達成状況	評価
<p>金の交付等を機構において一元的に行う体制に移行して適正な業務運営を図る。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(4) 野菜農業振興事業は、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。</p> <p>また、重要野菜等緊急需給調整事業のうち、緊急需給調整費用交付金の交付業務については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付するとともに、生産者への迅速な交付が行われるよう登録出荷団体を指導する。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>① 国等との緊密な連携を図るとともに野菜需給協議会等各種会議（21回）の場を活用して、事業の普及・促進を行った。</p> <p>② 野菜の価格低落・高騰時における関係者との打合せを4月、7月及び10月に行い、需給状況や消費拡大活動等について検討を行った。</p> <p>③ 機構のホームページの中に、野菜需給協議会の専用コーナーを新たに立ち上げるなど、情報発信を積極的に行った。</p> <p>また、各種会議、ホームページ等を活用して、事業の普及・促進や情報発信を行ったことにより、野菜価格の高騰・低落時の見通し、機構が実施した調査等がテレビ等のメディアを通じて機構のクレジット入りで報道された。（PT別添4-8）</p>	
	<p>【評価指標】</p> <p>② 重要野菜等緊急需給調整事業に係る交付金の交付等を機構において一元的に行う新たな事業形態への移行のための検討の実施【平成20年度のみ】</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>—</p>	—
	<p>【評価指標】</p> <p>③ 交付金の11業務日以内の交付</p> <p>分母を登録出荷団体等別の品目ごとの交付申請の総件数とし、分子をそのうち11業務日以内に交付した件数とする。</p> <p>a：達成度合は、100%であった</p> <p>b：達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>c：達成度合は、70%未満であった</p>	a
	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>交付金の交付申請の総件数5件に対し、交付申請を受理した日から11業務日以内に交付した件数は5件であった。</p> <p>〔交付申請受理から交付までの日数：7～11業務日〕（PT別添4-9）</p>	
	<p>【評価指標】</p> <p>④ 登録出荷団体による早期交付申請及び生産者への迅速な交付について各種会議等での指導及び現地指導の実施</p> <p>a：取り組みは十分であった</p> <p>b：取り組みはやや不十分であった</p> <p>c：取り組みは不十分であった</p>	a
	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>野菜需給推進懇談会（2月、1件）、野菜価格安定制度の実務担当者説明会（5月・2月、2件、出席者235名）、全農主催の野菜制度研修会（6月、1件）、県連等主催の農協研修会（2～3月、4件）、農政局主催の説明会（3月、1件、出席者80名）及び重要野菜等事業実態調査（10月・3月、2件）を通じ、登録出荷団体からの早期の交付申請及び登録出荷団体から生産者への迅速な交付について指導した。（PT別添4-2）</p>	
<p>【中期計画】</p> <p>(5) ホームページ等において、需給動向等に的確に対応しうような農業経営者を育成する等の観点から、事務処理体制の整備等により、野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期ごとの交付予約数量や需給・価格等に関する的確な情報</p>	<p>◇ (6) 野菜に関する的確な情報の公表</p> <p>【評価指標】</p> <p>① 野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期ごとの交付予約数量及び交付金額を原則として毎月、ホームページ及び広報誌において公表する。</p> <p>分母を12月とし、分子を上記のとおり公表した月数とする。</p> <p>a：達成度合は、100%であった</p> <p>b：達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>c：達成度合は、70%未満であった</p>	a

評価項目	達成状況	評価
<p>を、原則として毎月公表する。 〔参考〕平成18年度実績：年12回</p> <p>【年度計画】</p> <p>(5) ホームページ等において、</p> <p>① 野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期ごとの交付予約数量及び交付金額を原則として毎月公表する。</p> <p>② 指定野菜価格安定対策事業の対象となっている各品目の旬別又は月別の平均販売価額を公表する。</p> <p>③ 上記①及び②のほか、野菜に係る協議会等も活用して、野菜の作柄状況等、野菜の生産・出荷の安定に資する情報を適時に公表する。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】 毎月、交付金額等をホームページ及び「野菜情報」に掲載した。(PT別添4-10)</p> <p>【評価指標】</p> <p>② 指定野菜価格安定対策事業の対象となっている各品目の旬別又は月別の平均販売価額をホームページにおいて公表する。 分母を算定対象旬又は月の数とし、分子を上記のとおり公表した旬又は月の数とする。 a：達成度合は、100%であった b：達成度合は、70%以上100%未満であった c：達成度合は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 対象出荷期間の終了月の翌月に、旬別又は月別の平均販売価額をホームページに掲載した。(PT別添4-11)</p> <p>【評価指標】</p> <p>③ 野菜の作柄状況等、野菜の生産・出荷の安定に資する情報をホームページにおいて公表する。 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 野菜の需給・価格に関する統計データ等を毎月公表するとともに、野菜需給協議会等の概要をすべて公表した。 (HPでの発信回数：396回) (PT別添4-12)</p>	<p>a</p> <p>a</p>
<p>【中期計画】</p> <p>(6) 資金の流れ等についての情報公開の推進 機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を公表する。また、それと併せ、生産者等にわたった資金の事業別・地域別の総額も公表する。 これらの事項については、その総額等を毎年度取りまとめ、翌年度9月末までに公表する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(6) 資金の流れ等についての情報公開の推進 機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、以下の措置を講ずる。</p> <p>① 機構からの直接の補助対象者及びそこから更に補助を受けた者</p>	<p>◇ (7) 資金の流れ等についての情報公開の推進</p> <p>【評価指標】</p> <p>① 機構からの直接補助対象者等に係る情報公開の推進 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 平成21事業年度の事業（指定野菜、特定野菜等、契約指定野菜等）別に、登録出荷団体ごとに交付金額をとりまとめ、9月末までにホームページに掲載した。 (PT別添4-13)</p> <p>【評価指標】</p> <p>② 生産者等への資金に係る情報公開の推進 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 平成21事業年度の事業（指定野菜、特定野菜等、契約指定野菜等）別に、県別に交付金額をとりまとめ、9月末までにホームページに掲載した。(PT別添4-13、4-14)</p>	<p>a</p> <p>a</p>

評価項目	達成状況	評価
<p>の団体名、金額、実施時期等を9月末までに公表する。</p> <p>② 生産者等にわたった資金の事業別・地域別の総額を9月末までに公表する。</p>		

評価項目	達成状況	評価
<p>第2-3 砂糖関係業務</p> <p>【中期計画】 (1) 砂糖の価格調整 ① 甘味資源作物交付金の交付 甘味資源作物交付金については、事務処理システムの整備、その適切な運用等により、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。 ② 国内産糖交付金の交付 国内産糖交付金については、事務処理の迅速化等により、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。 〔参考〕平成18年度実績：18業務日 ③ ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、事務手続の合理化等により、輸入指定糖・異性化糖等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績並びに甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の15日までに公表する。 〔参考〕平成18年度実績：翌月の20日</p> <p>【年度計画】 (1) 砂糖の価格調整 ① 甘味資源作物交付金の交付 甘味資源作物交付金については、事務処理システムの整備、その適切な運用等により、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。 ② 国内産糖交付金の交付 国内産糖交付金については、事務処理の迅速化等により、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。</p>	<p>○ 砂糖関係業務</p> <p>【評価結果】 指標の総数：7 評価aの指標数：7×2点＝14点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 合計 14点（14/14＝100%）</p>	A
	<p>◇ (1) 砂糖の価格調整</p> <p>【評価指標】 ① 甘味資源作物交付金の交付業務の迅速化 8業務日以内の交付 分母を機構が指定する電磁的方法による概算払請求があった、甘味資源作物交付金の概算払請求の総件数とし、分子を8業務日以内に交付を完了した件数とする。 a：達成度合は、100%であった b：達成度合は、70%以上100%未満であった c：達成度合は、70%未満であった</p>	a
	<p>【業務実績報告書の記述】 甘味資源作物交付金については、概算払請求があった216件すべてについて、8業務日以内に交付金を交付した。 〔概算払請求書受理から交付までの日数：7業務日〕（PT別添5-1）</p>	
	<p>【評価指標】 ② 国内産糖交付金の交付業務の迅速化 18業務日以内の交付 分母を交付申請があった、てん菜糖、鹿児島県産甘しや糖、沖縄県産甘しや糖の申請の総件数とし、分子を18業務日以内に交付を完了した件数の合計とする。 a：達成度合は、100%であった b：達成度合は、70%以上100%未満であった c：達成度合は、70%未満であった</p>	a
<p>【業務実績報告書の記述】 国内産糖交付金については、交付申請があった195件全ての申請について、18業務日以内に交付金を交付した。 〔交付申請受理から交付までの日数：8～18業務日〕（PT別添5-2）</p>		
<p>【評価指標】 ③ 輸入指定糖・異性化糖等の売買実績並びに甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の交付決定数量の公表 翌月の15日までの公表 分母を公表回数とし、分子を翌月15日までに公表した回数とする。 a：達成度合は、100%であった b：達成度合は、70%以上100%未満であった c：達成度合は、70%未満であった</p>	a	
<p>【業務実績報告書の記述】 輸入指定糖・異性化糖等買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績並びに甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月ごとの交付決定数量をホームページにおいて公表し、公表回数12回に対して翌月の15日までに公表した回数は12回であった。（PT別添5-3）</p>		

評価項目	達成状況	評価
<p>③ ホームページ等において、事務手続の合理化等により、輸入指定糖・異性化糖等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績並びに甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の15日までに公表する。</p>		
<p>【中期計画】</p> <p>(2) 砂糖に係る補助</p> <p>砂糖に係る補助事業は、平成18年度限りで廃止されたが、以下の事業について、既執行分に係る事業実施主体に対するフォローアップを適切に行うとともに、その実績について引き続き適切な評価を実施する。</p> <p>① てん菜の生産構造の改革を進めるための事業</p> <p>てん菜について、生産コストの低減を図りつつ、計画的な生産に向けた取組を強化するため、直播の導入による省力化の推進、需要に応じた計画的生産の推進及び省力化・低コスト化を推進する技術開発等を行う。〔平成18年度に造成した基金の取崩期間は、平成21年度まで〕</p> <p>② さとうきび増産プロジェクトを踏まえた事業</p> <p>「さとうきび増産プロジェクト基本方針」を踏まえ、さとうきびの増産に向けて、担い手の育成等の経営基盤の強化、余剰バガスの還元等の生産基盤の強化及び地域に適応した新品種への転換等の生産技術対策を推進する。〔平成18年度に造成した基金の取崩期間は平成21年度まで〕</p> <p>【年度計画】</p> <p>(2) 砂糖に係る補助</p> <p>砂糖に係る補助事業は、平成18年度限りで廃止されたが、既執行分に係る事業実施主体に対するフォローアップを適切に行う。</p>	<p>◇ (2) 砂糖に係る補助</p> <p>【評価指標】</p> <p>① てん菜の生産構造の改革を進めるための事業</p> <p>既執行分に係る事業実施主体に対するフォローアップの実施</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>てん菜の生産構造の改革を進めるための事業については、調査対象事業の選定（共同利用機械導入事業の全自動ビート移植機の導入）を行うとともに、調査先6地区について管理状況等の現地調査を実施し、適切に維持・管理されていることを確認するとともに、機械導入に伴う移植作業のスピード化により作業時間の軽減が図られていることを併せて確認した。</p> <p>【評価指標】</p> <p>② さとうきび増産プロジェクトを踏まえた事業</p> <p>既執行分に係る事業実施主体に対するフォローアップの実施</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>さとうきび増産プロジェクトを踏まえた事業については、調査対象事業の選定（機械化推進事業の株揃機及び株出管理機の導入）を行うとともに、調査先8地区について管理状況等の現地調査を実施し、適切に維持・管理されていることを確認するとともに、機械導入に伴う収穫後の作業時間の短縮化が図られていることを併せて確認した。</p>	<p>a</p> <p>a</p>
<p>【中期計画】</p> <p>(3) 資金の流れ等についての情報公開の推進</p> <p>機構からの補助金により事業実施主体等において造成された基金</p>	<p>◇ (3) 資金の流れ等についての情報公開の推進</p> <p>【評価指標】</p> <p>① 機構からの補助金による基金等に係る情報公開の推進</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p>	<p>a</p>

評価項目	達成状況	評価
<p>については、基金基準等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金の保有状況、今後の使用見込み等を毎年度取りまとめ、翌年度9月末までに機構において公表する。</p> <p>また、機構が実施する交付金交付業務等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、翌月末までに公表する。</p>	<p>c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 機構から事業実施主体に造成された基金の保有状況及び今後の使用見込等を9月末までに公表した。(PT別添5-4)</p> <p>【参考】 砂糖関係の基金について、平成21年度に終了した3基金の資金残高(14百万円)を平成22年4月30日及び5月13日に返還させた。</p>	
<p>【年度計画】 (3) 資金の流れ等についての情報公開の推進</p> <p>機構からの補助金により事業実施主体等において造成された基金については、基金基準等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金の保有状況、今後の使用見込み等を9月末までに公表する。</p> <p>また、機構が実施する交付金交付業務等の運営状況について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、翌月末までに公表する。</p>	<p>【評価指標】</p> <p>② 機構から交付金交付対象者への交付金に係る情報公開の推進</p> <p>a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p>	a
<p>(3) 資金の流れ等についての情報公開の推進</p> <p>機構からの補助金により事業実施主体等において造成された基金については、基金基準等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金の保有状況、今後の使用見込み等を9月末までに公表する。</p> <p>また、機構が実施する交付金交付業務等の運営状況について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、翌月末までに公表する。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】 機構から交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、翌月末までに公表した。公表回数4回に対して翌月末までに公表した回数は4回であった。(PT別添5-5)</p>	

評価項目	達成状況	評価
第2-4 でん粉関係業務	○ でん粉関係業務 <b>【評価結果】</b> 指標の総数：6 評価aの指標数：4×2点＝8点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 （評価対象外：2） 合計 8点（8/8＝100%）	A
<b>【中期計画】</b> (1) でん粉の価格調整 ① でん粉原料用いも交付金の交付 でん粉原料用いも交付金については、事務処理システムの整備、その適切な運用等により、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。 ② 国内産いもでん粉交付金の交付 国内産いもでん粉交付金については、事務処理システムの整備、その適切な運用等により、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。 ③ ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績並びにでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の15日までに公表する。	◇(1) でん粉の価格調整 <b>【評価指標】</b> ① でん粉原料用いも交付金交付業務の迅速化 8業務日以内の交付 分母を機構が指定する電磁的方法による概算払請求があった、でん粉原料用いも交付金の概算払請求の総件数とし、分子を8業務日以内に交付を完了した件数とする。 a：達成度合は、100%であった b：達成度合は、70%以上100%未満であった c：達成度合は、70%未満であった <b>【業務実績報告書の記述】</b> でん粉原料用いも交付金については、概算払請求のあった114件全てについて、8業務日以内に交付金を交付した。 [概算払請求書受理から交付までの日数：7業務日]（PT別添6-1） <b>【評価指標】</b> ② 国内産いもでん粉交付金交付業務の迅速化 18業務日以内の交付 分母を交付申請があった、国内産いもでん粉の申請の総件数とし、分子を18業務日以内に交付を完了した件数の合計とする。 a：達成度合は、100%であった b：達成度合は、70%以上100%未満であった c：達成度合は、70%未満であった <b>【業務実績報告書の記述】</b> 国内産いもでん粉交付金については、交付申請件数69件全ての申請について、18業務日以内に交付金を交付した。 [交付申請受理から交付までの日数：7～10業務日]（PT別添6-2）	a
<b>【年度計画】</b> (1) でん粉の価格調整 ① でん粉原料用いも交付金の交付 でん粉原料用いも交付金については、事務処理システムの整備、その適切な運用等により、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。 ② 国内産いもでん粉交付金の交付 国内産いもでん粉交付金については、事務処理システムの整備、その適切な運用等により、対象国	<b>【評価指標】</b> ③ 輸入指定でん粉等の売買実績並びにでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付決定数量の公表 翌月の15日までの公表 分母を公表回数とし、分子を翌月15日までに公表した回数とする。 a：達成度合は、100%であった b：達成度合は、70%以上100%未満であった c：達成度合は、70%未満であった <b>【業務実績報告書の記述】</b> 輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績並びにでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月ごとの交付決定数量をホームページにおいて公表し、公表回数12回に対して翌月の15日までに公表した回数は12回であった。（PT別添6-3）	a

評価項目	達成状況	評価
<p>内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。</p> <p>③ ホームページ等において、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績並びにでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の15日までに公表する。</p>		
<p>【中期計画】</p> <p>(2) 焼酎原料用かんしょ緊急用途転換事業の実施</p> <p>でん粉原料用に緊急的に用途転換した焼酎原料用かんしょを買入れたでん粉製造事業者に対し、かんしょの買入れ及びでん粉製造に要する経費に相当する交付金を交付する事業を、平成20年度中に実施する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>—</p>	<p>◇(2) 焼酎原料用かんしょ緊急用途転換事業</p> <p>【評価指標】</p> <p>① 焼酎原料用かんしょ緊急用途転換事業の迅速化【20年度のみ】</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>—</p> <p>【評価指標】</p> <p>② 焼酎原料用かんしょ緊急用途転換事業の交付決定数量の公表【20年度のみ】</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>—</p>	<p>—</p> <p>—</p>
<p>【中期計画】</p> <p>(3) 資金の流れ等についての情報公開の推進</p> <p>機構が実施する交付金交付業務等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、翌月末までに公表する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(2) 資金の流れ等についての情報公開の推進</p> <p>機構が実施する交付金交付業務等の運営状況について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構から交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、翌月末までに公表する。</p>	<p>【評価指標】</p> <p>◇(3) 資金の流れ等についての情報公開の推進</p> <p>機構から交付金交付対象者への交付金に係る情報公開の推進</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>機構から交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、翌月末までに公表した。公表回数4回に対して翌月末までに公表した回数は4回であった。(PT別添6-4)</p>	<p>a</p>



評価項目	達成状況	評価
第2-5 情報収集提供業務	○ 情報収集提供業務 <b>【評価結果】</b> 指標の総数：19 評価aの指標数：18×2点＝36点 評価bの指標数：1×1点＝1点 評価cの指標数：0×0点＝0点 合計 36点 (37/38=97%)	A
<b>【中期計画】</b> (1) 需給関連情報の的確な収集と提供 ① 需給関連情報の収集に当たっては、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、農畜産物の需給動向に関する情報の収集、需給に影響を与える要因に関する調査等について、計画段階で情報利用者等の参画を得て開催する委員会において検討する。 ② ①の委員会における検討結果等に基づき、需給に関連する重要情報を提供する。 また、外部の者を対象とした調査報告会の開催や外部からの講演依頼への対応等に積極的に取り組むことにより、調査成果の普及と情報ニーズの把握に努める。	◇(1) 需給関連情報の的確な収集と提供 <b>【評価指標】</b> ① 情報検討委員会における、当該年度の実施状況及び次年度の計画についての検討 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった  <b>【業務実績報告書の記述】</b> 農畜産業の動向、情報利用者等のニーズを的確に把握するため、情報検討委員会を分野ごとに開催し、平成22年度の業務の実施状況及び平成23年度の計画等について検討した。 なお海外事務所廃止後の情報収集体制については、臨時に情報検討委員会を開催し、情報収集提供業務の見直しについて検討した。  畜産：2月24日、野菜：2月18日 砂糖：2月21日、でん粉：2月24日 臨時：7月27日 (PT別添7-1～7-3)	a
<b>【年度計画】</b> (1) 需給関連情報の的確な収集と提供 ① 需給関連情報の収集に当たっては、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、農畜産物の需給動向に関する情報の収集、需給に影響を与える要因に関する調査等について、情報利用者等の参画を得た情報検討委員会を開催し、22年度の実施状況及び23年度の計画について検討する。	<b>【評価指標】</b> ② 需給に関連する重要情報の提供 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった  <b>【業務実績報告書の記述】</b> 平成23年度から、機構業務が経営安定及び需給調整・価格安定に関する業務に重点を置いて実施されることを踏まえ、臨時に開催した情報検討委員会における検討結果等に基づき、提供する情報を経営安定及び農畜産物の需給に関する重要情報に重点化することとし、10月から誌面構成の変更を行った。 具体的には、経営安定や国内外の需給・価格に関する情報に加え、主要輸出国の需給動向や農業政策、BRICsやアセアン諸国の情勢、食料・農業・農村基本計画の実施に資する6次産業化等についての重要情報を収集し、提供した。(PT別添7-4～7-10)	a
② 情報検討委員会における検討結果等に基づき、需給に関連する重要情報を提供する。 ③ 外部の者を対象とした調査報告会の開催や外部からの講演依頼への対応等に積極的に取り組むことにより、調査成果の普及と情報ニーズの把握に努める。	<b>【評価指標】</b> ③ 調査報告会の開催、講演依頼への対応等の調査成果普及等の取組 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった  <b>【業務実績報告書の記述】</b> 外部の者を対象とした調査報告会の開催や外部からの講演依頼への対応に積極的に取り組んだ。 また、機構が行った情報提供に関する個別の照会に対しては面談等による詳細説明を行うなど適切に対応した。	b

評価項目	達成状況	評価
	<p>① 調査報告会の開催：9回（平成21年度：18回）</p> <p>② 外部からの講演依頼：8件（平成21年度：15件）</p> <p>③ 新聞等での報道：1,174件（平成21年度：1,216件）</p> <p>④ 面談等による個別説明の要請等：21件（平成21年度：28件）</p> <p>（PT別添7-10）</p>	
<p>【中期計画】</p> <p>(2) 情報提供の効果測定等</p> <p>情報提供の質の向上を図るため、アンケート調査等の実施により、提供した情報について効果測定を実施する。</p> <p>また、中期目標期間中の各事業年度における情報利用者の満足度を指標化し、5段階評価で4.0以上となるようにする。</p> <p>さらに、アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行うとともに、紙媒体での情報提供について、利用者のニーズを踏まえつつ、より効率的な情報提供とすため、情報提供の効果を検証した上で、ホームページによる情報提供への重点化、紙媒体での情報提供の合理化等の見直しを行う。</p>	<p>◇(2) 情報提供の効果測定等</p> <p>【評価指標】</p> <p>① アンケート調査の実施</p> <p>a：取り組みは十分であった</p> <p>b：取り組みはやや不十分であった</p> <p>c：取り組みは不十分であった</p>	a
	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>提供した情報やその提供方法について、その効果を測定するため、「畜産の情報」、「野菜情報」、「砂糖類情報」、「でん粉情報」について、全ての読者にアンケート調査を実施した。</p> <p>（配布5,502件、回答2,421件、回収率44.0%）（PT別添7-11）</p>	
	<p>【評価指標】</p> <p>② 情報利用者の満足度を5段階評価で4.0以上とする</p> <p>分母を5段階評価の4.0とし、分子を畜産、野菜、砂糖、でん粉の各情報提供についてのアンケート調査結果の5段階評価の平均値とする。</p> <p>a：達成度合は、100%以上であった</p> <p>b：達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>c：達成度合は、70%未満であった</p>	a
<p>【年度計画】</p> <p>(2) 情報提供の効果測定等</p> <p>① 提供した情報について、その効果を測定するためのアンケート調査等を実施する。</p> <p>② (1)及び(3)の措置の着実な実施を通じ、情報利用者の満足度が5段階評価で4.0以上となるようにする。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>情報利用者の満足度を把握するため、平成22年度のアンケート調査を実施し、その集計結果は、5段階評価で4.2であり、目標の4.0を上回った。</p> <p>「畜産の情報」の評価結果：4.2</p> <p>「野菜情報」の評価結果：4.2</p> <p>「砂糖類情報」の評価結果：4.3</p> <p>「でん粉情報」の評価結果：4.2</p> <p>（PT別添7-11）</p>	
<p>③ 情報検討委員会におけるアンケート調査結果の議論等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行う。</p>	<p>【評価指標】</p> <p>③ 情報提供内容等の改善等</p> <p>a：必要がなかった又は十分であった</p> <p>b：必要はあったが、やや不十分であった</p> <p>c：必要はあったが、不十分であった</p>	a
<p>④ 紙媒体での情報提供の効果を検証し、ホームページによる情報提供への重点化、紙媒体での情報提供の合理化等の見直しを行う。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>情報検討委員会におけるアンケート調査結果の議論等を踏まえ、提供する情報を経営安定及び農畜産物の需給調整・価格安定に関する業務に重点化したほか、必要な改善を行った。</p> <p>具体的には、以下のような改善に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・よりの確な利用者ニーズの把握のため情報誌の読者カード及びホームページの意見・質問コーナーを新設</li> <li>・23年度4月からの畜産物の需給予測の公表に向けて、予測手法を検討開発</li> <li>・東京中央卸売市場における主要野菜の直近の入荷量・価格データ及び需給・価格動向に関する分析を掲載</li> <li>・統計情報の年度集計値の表示範囲を拡大する等により利便性を向上</li> </ul>	

評価項目	達成状況	評価
	<p>【評価指標】</p> <p>④ 紙媒体での情報提供の実施効果の検証</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p> <p>-----</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>アンケート調査の集計、整理・分析と併せて、紙媒体での情報提供の実施効果を検証した。その結果、回答のあった2,421件のうち、現行どおり全ての情報を紙媒体で提供することを希望する割合が73.3% (1,774件)で、記事情報に限れば83.8% (2,028件)であったが、統計資料については、24.3% (588件)がホームページでの情報提供でよいとしていることが明らかとなった。(PT別添7-11)</p> <p>-----</p> <p>【評価指標】</p> <p>⑤ ④を踏まえたホームページによる情報提供への重点化等の取り組み</p> <p>a : 必要がなかった又は十分であった</p> <p>b : 必要はあったが、やや不十分であった</p> <p>c : 必要はあったが、不十分であった</p> <p>-----</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>また、読者カードの反応等を活用して配布先の絞り込みを行い、1月号から発行部数削減した(畜産:3,000→2,890、野菜:1,650→1,630、砂糖950→910、でん粉600→560)。</p> <p>統計資料をホームページのみで提供することについて、臨時に開催した情報検討委員会の意見も踏まえて検討し、4月号(3月作業)から4情報誌の巻末統計資料を全て廃止するとともに、ホームページの利便性を向上させた。4月号から情報誌の統計資料を廃止し、利用者をホームページに誘導。(これまでも情報誌の統計資料よりも詳細な情報をホームページで公表してきたところ。)</p>	a
<p>【中期計画】</p> <p>(3) 需給関連情報の迅速な提供</p> <p>情報の提供は、迅速に行うこととし、情報の種類に応じて年度計画に定める期間内に公表を行う。</p> <p>また、情報利用者等からの問合せ等には迅速に対応する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(3) 需給関連情報の迅速な提供</p> <p>需給関連統計情報については情報収集の翌週まで、需給動向情報については情報収集の翌月までの期間内に公表を行う。</p> <p>また、情報利用者等からの問合せ等には迅速に対応する。</p>	<p>◇(3) 需給関連情報の迅速な提供</p> <p>【評価指標】</p> <p>① 情報の期間内の公表</p> <p>分母を年度計画に掲げる情報についての提供件数とし、分子を期間内に公表した提供件数とする。</p> <p>a : 達成度は、100%であった</p> <p>b : 達成度は、70%以上100%未満であった</p> <p>c : 達成度は、70%未満であった</p> <p>-----</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>提供件数1,089件(うち需給関連統計情報593件、需給動向情報496件)の全てを期間内に公表した。</p> <p>【評価指標】</p> <p>② 情報利用者等からの問合せ等があった場合の迅速な対応</p> <p>a : 必要がなかった又は十分であった</p> <p>b : 必要はあったが、やや不十分であった</p> <p>c : 必要はあったが、不十分であった</p> <p>-----</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>情報利用者等から385件(うち国から47件、国以外から338件)の問い合わせがあったが、提供した情報に関連し保有している情報については、全て翌業務日以内に対応した。</p>	a

評価項目	達成状況	評価
<p>【中期計画】</p> <p>(4) 消費者等への情報提供</p> <p>消費者等への情報の提供については、消費者等の視点に立ってその要望に応えた分かりやすい情報とするため、以下の措置を講じる。</p> <p>① 消費者等のニーズ把握のためのアンケート調査結果等を踏まえ、農畜産物に関する正しい知識の普及、食の安全・安心関連情報等、消費者等の関心の高い情報を積極的に提供する。</p>	<p>◇(4) 消費者等への情報提供</p> <p>【評価指標】</p> <p>① 消費者の情報ニーズ、ホームページ、業務紹介用パンフレットに関するアンケート調査の実施</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p>	a
<p>② 消費者等との意見交換会等を通じた双方向・同時的な情報や意見の交換を行うことにより、消費者等の理解の促進を図る。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>消費者等の視点に立ってその要望に応えた分かりやすい情報提供を行うため、平成23年2月に一般消費者を対象としたアンケート調査を実施し、ホームページの評価を行うとともに、ホームページ利用者の情報ニーズを把握した。(10代～60代の無作為抽出による男女個人を調査対象とし、有効サンプル数は205であった。)(PT別添7-12)</p>	
<p>【年度計画】</p> <p>(4) 消費者等への情報提供</p> <p>消費者等への情報の提供については、消費者等の視点に立ってその要望に応えた分かりやすい情報とするため、以下の措置を講じる。</p>	<p>【評価指標】</p> <p>② ホームページでの「消費者コーナー」等の充実を通じた消費者等への分かりやすい情報提供の推進</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p>	a
<p>① 消費者の情報ニーズ、ホームページ、業務紹介用パンフレットに関するアンケート調査を実施することにより、消費者等の情報ニーズを把握する。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>前年度のアンケート結果を踏まえ、「消費者コーナー」の「知って得する情報」にメタボに関する牛乳・乳製品及び野菜についての記事を追加したほか、「お砂糖の豆知識」に栄養・健康に関する砂糖についての記事を追加した。また、口蹄疫関連の問い合わせに対応して、「牛肉・豚肉の需給動向及び子牛の価格動向について」をホームページに掲載したほか、消費者コーナーの鳥インフルエンザコーナー及び口蹄疫コーナーに国内外の関連情報を追加した。</p>	
<p>② ①のアンケート調査結果等を踏まえ、ホームページの「消費者コーナー」の充実等を図ることにより、消費者等への分かりやすい情報提供を推進する。</p>	<p>【評価指標】</p> <p>③ 消費者等の理解の促進を図るための消費者等との意見交換会等の開催</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p>	a
<p>③ 消費者等との意見交換会等を通じた双方向・同時的な情報や意見の交換を行うことにより、消費者等の理解の促進を図る。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>消費者等の理解促進を図る観点から、畜産分野等に関連して、消費者代表等、合計24名との意見交換会を平成22年11月26日に山梨県において開催し、ほとんどの参加者から、道の駅における消費者との交流及び地産地消の取組み、国産ナチュラルチーズの開発についての理解がとて深まったとの回答を得ることができた。(PT別添7-13)</p>	
<p>【中期計画】</p> <p>(5) ホームページの活用等</p> <p>① 国民に対する情報提供の充実を図るため、アンケート調査結果等を踏まえたホームページによる情報提供内容の改善等を通じ、ホームページへの年間アクセス件数が、543万件以上になるようにする。</p> <p>〔参考〕平成18年度実績：543万件(ただし、シルク情報及び畜産情報ネットワークに係るアクセス件</p>	<p>◇(5) ホームページの活用</p> <p>【評価指標】</p> <p>① ホームページのアクセス件数を543万件以上とする</p> <p>a : 達成度合は、100%以上であった</p> <p>b : 達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>c : 達成度合は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>平成22年度のホームページのアクセス件数は544万件で、年度計画の目標値(543万件)の達成率は100%となった。(PT別添7-14～17)</p>	a

評価項目	達成状況	評価
<p>数を除く。)</p> <p>② また、消費者の要望する情報について月2回以上ホームページの掲載情報の更新を行う。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(5) ホームページの活用</p> <p>① ホームページの22年度のアクセス件数が543万件以上になるようにする。</p> <p>② 上記の目的を達成するため、以下の措置を講じる。</p> <p>ア ホームページの改善等に反映させるため、ホームページの活用状況の集計・分析を行う。</p> <p>イ アの集計・分析結果、アンケート調査結果、情報検討委員会の意見等を踏まえた検討を行い、必要に応じてその結果をホームページに反映させる。</p> <p>ウ 消費者の要望する情報について月2回以上ホームページの掲載情報更新を行う。</p>	<p>② 上記の目的を達成するための措置</p> <p>【評価指標】</p> <p>ア ホームページの活用状況の集計・分析</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p>	a
<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>ホームページのアクセス件数を広報システム推進委員会を通じて関係部署に提供するとともに、アクセス減少(前年度比86%)の要因分析等を行い、コンテンツの陳腐化よりも、ロボット検索及びヤフー検索の減少が要因として挙げられた。</p> <p>併せてアクセス件数の取扱いに関して中長期の対処方法の検討を行い、短期的にはSEO対策を講じるとともに、長期的には、アクセス数以外の目標を検討することが必要であるとの結論を得た。</p>	<p>【評価指標】</p> <p>イ アンケート調査結果等の検討結果を踏まえ、必要に応じたホームページへの反映</p> <p>a : 必要がなかった又は十分であった</p> <p>b : 必要はあったが、やや不十分であった</p> <p>c : 必要はあったが、不十分であった</p>	a
<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>アンケート調査結果及び広報・システム推進委員会での検討結果等を踏まえ、「注目トピックス」及び「消費者コーナー」等を利用者の目線に立った内容に改善した。</p> <p>ホームページのアクセス者を対象とした属性等についてのアンケート調査を実施し(回答総数:5,000件)、今後の情報収集提供業務の改善の参考となるデータを入手することができた。(PT別添7-18)</p> <p>[集計結果:【職業別】農畜産業生産者 747件(15%)、食品製造・加工業 667件(13%)、商社・流通・小売 850件(17%)、消費者 139件(3%)、学識者 201件(4%)、報道・出版関係 156件(3%)、行政機関 957件(19%)、その他 1187件(24%)、無回答 96件(2%)</p> <p>【性別】男性 4,033件(81%)、女性 908件(18%)、無回答 59件(1%)</p> <p>【年代別】10代 184件(4%)、20~30代 1,996件(40%)、40~50代 2,342件(47%)、60代以上 378件(8%)、無回答 100件(2%)]</p>	<p>【評価指標】</p> <p>ウ 消費者の要望する情報(ホームページの「消費者コーナー」)について、月2回以上の掲載情報更新</p> <p>a : 達成度合は、100%以上であった</p> <p>b : 達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>c : 達成度合は、70%未満であった</p>	a
<p>【中期計画】</p> <p>(6) 機構の業務運営に対する国民の理解を深めるため、広報活動を推進</p>	<p>【評価指標】</p> <p>◇(6) 広報推進委員会における広報活動の改善策についての検討</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p>	a

評価項目	達成状況	評価
<p>する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(6) 広報活動の推進          広報活動の強化を図るため、広報推進委員会を開催し、改善策を検討する。</p>	<p>b : 取り組みはやや不十分であった          c : 取り組みは不十分であった</p> <p>-----</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>各部の幹部職員から構成される広報・システム推進委員会を8回開催し、ホームページやその他の広報活動の改善・強化につながるための方策等を検討・実施した。(PT別添7-20)</p>	
<p>【中期計画】</p> <p>(7) 照会事項に対する対応等          独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)に基づく情報の開示を行うほか、情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌営業日以内に対応する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(7) 照会事項に対する対応等          独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)に基づく情報の開示を行うほか、情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌営業日以内に対応する。</p>	<p>【評価指標】</p> <p>◇(7) 照会事項に対する対応等          情報提供した事項に関する照会についての原則として翌営業日以内の対応          a : 達成度合は、90%以上であった          b : 達成度合は、50%以上90%未満であった          c : 達成度合は、50%未満であった</p> <p>-----</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>照会件数1,050件のうち、翌営業日以内の回答は1,050件であった。(PT別添7-21)</p>	a

評価項目	達成状況	評価
第3-1 事業費及び一般管理費の節減に係る取り組み（支出の削減についての具体的方針及び実績等）	○ 事業費及び一般管理費の節減に係る取り組み（支出の削減についての具体的方針及び実績等） 【評価結果】 指標の総数：1 評価aの指標数：1×2点＝2点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 合計 2点（2/2＝100%）	A
【中期計画】 — 【年度計画】 1～3 [略]	【評価指標】 ○ 事業費及び一般管理費の節減に係る取組（支出の削減についての具体的方針及び実績等） a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった なお、本指標の評価にあつては、中期計画に定める「業務運営の効率化による経費抑制」の評価結果に十分配慮するものとする。  【業務実績報告書の記述】 平成22年度の事業費（経済情勢、農畜産業を巡る情勢等を踏まえた政策的要請により実施された緊急対策を除く。）については、平成19年度（年度途中で開始した糖価調整事業及びでん粉価格調整事業については、平年度化した額とする。）比で40.5%削減した。 一般管理費（人件費を除く。）については、平成19年度比で39.7%削減、人件費（退職金及び福利厚生費並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、平成17年度比で13%削減した。	a

評価項目	達成状況	評価
第3-2 法人運営における資金の配分状況（人件費、業務経費、一般管理費等法人全体の資金配分方針及び実績、関連する業務の状況、予算決定方式等）	○ 法人運営における資金の配分状況（人件費、業務経費、一般管理費等法人全体の資金配分方針及び実績、関連する業務の状況、予算決定方式等） 【評価結果】 指標の総数：1 評価aの指標数：1×2点＝2点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 合計 2点（2/2＝100%）	A
【中期計画】 — 【年度計画】 —	【評価指標】 ○ 法人運営における資金の配分状況（人件費、業務経費、一般管理費等法人全体の資金配分方針及び実績、関連する業務の状況、予算決定方式等） a：効果的な資金の配分は十分であった c：効果的な資金の配分は不十分であった 経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請又は緊急的事態が生じた若しくは生じる恐れがあった場合には、資金の配分を見直し、見直し後の資金の配分に基づき評価する。  【業務実績報告書の記述】 口蹄疫の発生を踏まえた緊急対策の実施など、業務を巡る状況の変化を踏まえ、3回にわたり年度計画予算の変更を行うとともに、予算の配賦を適切に実施した。	a

評価項目	達成状況	評価
第3-3 「資金管理運用基準」に基づく、安全性に十分留意した効率的な運用	○ 「資金管理運用基準」に基づく、安全性に十分留意した効率的な運用 <b>【評価結果】</b> 指標の総数：1 評価aの指標数：1×2点＝2点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 合計 2点（2/2＝100%）	A
<b>【中期計画】</b> — <b>【年度計画】</b> 4 「資金管理運用基準」に基づき、安全性に十分留意しつつ、以下により効率的な運用を行う。 (1) 事業資金等のうち流動性の確保が必要な資金については、支払計画に基づき余裕金の発生状況を把握し、主に大口定期預金による運用を毎月2回以上実施する。 (2) 資本金、事業資金の一部については、満期償還の有無、長期運用が可能な余裕金の発生状況を把握し、有価証券による運用を実施する。	<b>【評価指標】</b> ○ 「資金管理運用基準」に基づく、安全性に十分留意した効率的な運用 a：運用は適切であった c：運用は不適切であった この場合、経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要因による影響を受けることについて配慮する。 <b>【業務実績報告書の記述】</b> (1) 「資金管理運用基準」に基づき、事業資金等のうち流動性の確保が必要な資金については、支払い計画に基づき余裕金の発生状況を把握し、主に大口定期預金による運用を毎月2回以上実施した。（PT別添8-1～8-3） (2) 資本金、事業資金の一部については、満期償還の額や時期、新たに長期運用が可能な余裕金の発生状況を把握し、有価証券による運用を実施した。（PT別添8-2）	a
	<b>【参考】</b> (資金の保有状況等) 畜産関係の資金として、調整資金64,936百万円及び畜産産業振興資金124,538百万円（関連法人等に対する出資金見合等8,120百万円を含む。）、野菜関係の資金として、野菜生産出荷安定資金88,549百万円及び野菜農業振興資金18,310百万円を平成22年度末で保有しているが、国庫等から受け入れた事業財源の当期末残高であり、翌年度以降の事業等に充てるため、「独立行政法人会計基準」に基づき長期預り補助金等として整理している。 なお、畜産関係の資金及び野菜関係の資金は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）による指摘を踏まえ、平成23年度の規模は大幅に縮減される見込みである。 <b>【参考】</b> (破産更生債権等の管理状況等) 旧農畜産業振興事業団が実施していた債務保証業務に係る破産更生債権等については、機構法附則第7条に基づき、機構発足時に2乳業者について破産更生債権等（2.9億円）を継承し、同額の貸倒引当金を計上したところであるが、うち1者は、19年度に連帯保証人の破産により債権回収が不可能となったことから、求償権の償却（0.9億円）を行った。残る1者について、更生債権の弁済計画に基づき求償権の回収に努めている。 なお、債務保証業務については、平成15年10月の独立行政法人化とともに廃止し、新たな債務保証は行っていない。（PT別添8-4） <b>【参考】</b> (関連法人等に対する出資) 関連法人等（25法人）に対する出資は、旧農畜産業振興事業団から継承したものであり、機構法附則第8条及び業務方法書第252条に基づき適切に出資に係る株式又は持分の管理を行っている。 これら25の関連法人等については、毎年度、全法人に対して決算ヒアリング等を行っており、その経営状況の分析を踏まえ、多額の損失を抱える法人については、合理性・効率性・収益性の観点から経営改善計画を提出させ、また、その遂行状況等について確認するとともに、必要に応じた指導を行った。	



評価項目	達成状況	評価
	<p>なお、当該出資は、①と畜業務、又は生乳の需給不均衡を解消するという公共的な性格を有する業務について地方公共団体及び関係農業団体の出資と一体となって行われたもの、②畜産物の生産、流通の合理化を図る政策目的に即して民法第34条の規定により設立されたものに対して行われたものであり、地元資本の出資を誘因することを目的としていたため一方的に出資を引き揚げるのは妥当ではないこと、③ヒアリング等を通じて各法人等は現在も出資目的に従って業務を着実に実施してきたこと等から、引き続き出資等を維持することが必要である。</p> <p>なお、平成15年10月の独立行政法人化以降、新たな出資は行っていない。(PT別添8-5～8-7)</p> <p><b>【参考】</b>  (関連法人等との契約の状況)  関連法人(19社)及び関連公益法人等(6財団)と当機構の間には契約に係る取引はない。</p>	

評価項目	達成状況	評価
<p>第4-1  運営費交付金の受入の遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金</p>	<p>○ 運営費交付金の受入の遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金</p> <p><b>【評価結果】</b>  指標の総数：1  評価aの指標数：0×2点＝0点  評価bの指標数：0×1点＝0点  評価cの指標数：0×0点＝0点  (評価対象外：1)  合計 0点(0/0=100%)</p>	—
<p><b>【中期計画】</b>  運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度4億円とする。</p> <p><b>【年度計画】</b>  運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、4億円とする。</p>	<p><b>【評価指標】</b>  ○ 運営費交付金の受入の遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金  a：借入に至った理由等は適切であった  c：借入に至った理由等是不適切であった</p> <p><b>【業務実績報告書の記述】</b>  資金の状況を常に把握した結果、借入実績はなかった。</p>	—

評価項目	達成状況	評価
<p>第4-2 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の不足となる場合における短期借入金</p>	<p>○ 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の不足となる場合における短期借入金 【評価結果】 指標の総数：1 評価aの指標数：1×2点＝2点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 合計 2点（2/2＝100%）</p>	A
<p>【中期計画】 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度800億円とする。</p> <p>【年度計画】 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、800億円とする。</p>	<p>○ 国内産糖価格調整事業の国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金 a：借入に至った理由等は適切であった c：借入に至った理由等は不適切であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>① 期中における短期借入金は、借入限度額800億円の範囲内であった。</p> <p>② 期中における交付金等支払額64,494百万円に充てるため、また期首の借入金残高64,736百万円を償還するための財源として、調整金収入等55,000百万円のほか交付金支払時の不足額51,787百万円について借入が生じた。借入金総額116,523百万円のうち、41,938百万円については調整金収入等により償還し、償還することができない74,586百万円について借換えを行った。（PT別添8-8）</p> <p>③ 砂糖勘定における短期借入金の金利については、入札を実施した結果、平成22年度通算では0.203%の借入利率となった。（短期プライムレート：1.475%）</p> <p>【参考】 （砂糖勘定の繰越欠損金） 繰越欠損金は、国内産糖価格調整事業を砂糖の価格調整制度に基づき運営した結果として発生した調整金収支差である。 平成22年度においては、調整金等収入479億円、交付金等支出566億円で87億円の当期損失が生じたことから、これを前年度末の繰越欠損金に加えた結果、22年度末における繰越欠損金は794億円となった。</p>	a

評価項目	達成状況	評価
<p>第4-3 でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金</p>	<p>○ でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金</p> <p>【評価結果】 指標の総数：1 評価aの指標数：1×2点＝2点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 合計 2点（2/2＝100%）</p>	A
<p>【中期計画】 でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度120億円とする。</p> <p>【年度計画】 でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、120億円とする。</p>	<p>○ でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金</p> <p>a：借入に至った理由等は適切であった c：借入に至った理由等は不適切であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>① 期中における短期借入金は、借入限度額120億円の範囲内であった。</p> <p>② 期中における交付金等支払額13,599百万円に充てるため、また期首の借入金残高1,587百万円を償還するための財源として、調整金収入等16,270百万円のほか交付金支払時の不足額198百万円について借入が生じたが、借入総額1,785百万円は全て調整金収入等により償還したため、年度末の借入はなかった。（PT別添8-9）</p> <p>③ でん粉勘定における短期借入金の金利については、入札を実施した結果、平成22年度通算では0.304%の借入利率となった。（短期プライムレート：1.475%）</p> <p>【参考】 （でん粉勘定の繰越欠損金） 繰越欠損金は、でん粉価格調整事業を運営した結果として発生した調整金収支差である。 平成22年度においては、調整金等収入162億円、交付金等支出136億円で26億円の当期利益が発生し、前年度末の繰越欠損金に充当した結果、22年度末の次期繰越積立金は24億円となった。</p>	a

評価項目	達成状況	評価
<p>第5            剰余金の使途            剰余金による成果（剰余金の使途について、中期計画に定めた使途にあてた結果、当該事業年度に得られた成果）</p>	<p>○ 剰余金による成果            （剰余金の使途について、中期計画に定めた使途にあてた結果、当該事業年度に得られた成果）  <b>【評価結果】</b>            指標の総数：1            評価aの指標数：0×2点＝0点            評価bの指標数：0×1点＝0点            評価cの指標数：0×0点＝0点            （評価対象外：1）            合計 0点（0/0＝100%）</p>	—
<p><b>【中期計画】</b>            人材育成のための研修、職場環境等の充実など業務運営に必要なものに充てる。</p> <p><b>【年度計画】</b>            人材育成のための研修、職場環境等の充実など業務運営に必要なものに充てる。</p>	<p><b>【評価指標】</b>            ○ 剰余金による成果            （剰余金の使途について、中期計画に定めた使途にあてた結果、当該事業年度に得られた成果）            a：得られた成果は十分であった            b：得られた成果はやや不十分であった            c：得られた成果は不十分であった            当該評価を下すに至った経緯、中期目標、中期計画に記載されている事項以外の業務等特筆すべき事項を併せて記載する。（中期計画に定めた剰余金の使途に充てた年度のみ評価を行う。）</p>	—
	<p><b>【業務実績報告書の記述】</b>            該当なし</p> <p><b>【参考】</b>            （利益剰余金の発生要因等）            各勘定の利益剰余金（当期総利益）の発生要因等は次のとおりであるが、当該利益剰余金は、独立行政法人会計基準等に定められている目的積立金として申請することができる基準である「国からの補助金等に基づく収益以外の収益から生じた利益であり、当該利益が独立行政法人の経営努力によるものであること」等に該当しないことから、目的積立金を申請していない。</p> <p>○ 畜産勘定における当期利益23百万円は、①前払費用に係る利益19百万円及び②リース債務に係る利益4百万円である。①は情報収集提供事業の前払費用の支払いに際して行う長期預り補助金の収益化額及び自己収入の充当相当額であることから、利益が生じるものである。なお、当該支払は提供されていない役務に対して当期に前もって支払った対価であり、翌年度に費用化することとなる。②は、OA機器等のリース債務の支払いに際して行う長期預り補助金の収益化額である。当該支払は負債（リース債務）の減少として処理するため、費用が発生しないことから、利益が生じるものである。</p> <p>○ 肉用子牛勘定における当期利益9,676百万円は、前業務対象年間（平成17年～平成21年）の終了に伴う生産者積立助成金の返還による収入と業務経費等の収支差である。当該利益は翌年度積立金として整理され、業務経費に充てられる。</p> <p>○ 債務保証勘定における当期利益5百万円は、政府出資金の運用益や求償権の回収による収入と業務経費等の収支差である。</p>	

評価項目	達成状況	評価
第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 (評価対象外 : 1)	—
【中期計画】 予定なし	【評価指標】 —	—
【年度計画】 予定なし	【業務実績報告書の記述】  【参考】 (重要な財産の譲渡について) 重要な財産の譲渡等については、平成22年度には実績がない。 なお、機構が所有する職員宿舍の平成22年度の利用率は、89%となっている。 (PT別添8-10)	

評価項目	達成状況	評価
<p>第7-1 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）</p>	<p>○ 職員の人事に関する計画 （人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）</p> <p>【評価結果】 指標の総数：4 評価aの指標数：4×2点＝8点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 合計 8点（8／8＝100%）</p>	A
<p>【中期計画】 (1) 方針 業務運営の効率化に努め、業務の質や量に対応した職員の適正な配置を進めるとともに、職員の業務運営能力等の育成を図る。 また、機構の組織・業務運営の一層の活性化を図るため、人事評価制度、管理職への昇格者数の抑制、管理職ポストオフ制度、適正な新規採用等を着実に実施する。 さらに、職員の部門間の交流等を通じ、機動的で柔軟な業務運営ができる体制を整備する。</p> <p>【年度計画】 (1) 方針 業務運営の効率化に努め、業務の質・量に対応した職員の適正な配置を進めるとともに、職員の業務運営能力等の育成を図る。 また、機構の組織・業務運営の一層の活性化を図るため、人事評価制度、管理職への昇格者数の抑制、管理職ポストオフ制度、適正な新規採用等を着実に実施する。 さらに、職員の部門間の交流等を通じ、機動的で柔軟な業務運営ができる体制を整備する。</p>	<p>【評価指標】 ◇(1) 職員の人事に関する方針 （指標＝職員の適正な配置、部門間の交流等） a：方針どおり順調に実施された b：概ね方針どおり順調に実施された c：方針どおりに実施できなかった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 毎月の超過勤務時間を集計した結果、直接交付事業、緊急対策等の実施により対前年比110.2%と増加していることを確認した。  また、機動的で柔軟な業務運営ができる体制を整備するため、適時適切に人事異動を行い、平成22年度で21名の部門間異動を実施し、職員の適正な配置に取り組んだ。 （PT別添8-11）</p> <p>※ 人事評価制度等に関する取組は、第1の2の人件費の削減の取組を参照</p>	a
<p>【中期計画】 (2) 人事に関する指標 期末の常勤職員数は、期初を上回らないものとする。 なお、期初（平成20年度）において、前中期目標期間の期末（平成19年度）に対して2人を削減する。</p> <p>【参考1】 前期中期目標期間の期末（平成19年度）の常勤職員数 217人 期初の常勤職員数の見込み 215人 期末の常勤職員数の見込み</p>	<p>【評価指標】 ◇(2) 人事に関する指標 （指標＝常勤職員数、人件費総額） a：計画どおり順調に実施された b：概ね計画どおり順調に実施された c：計画どおりに実施できなかった （各年度の年度計画において規定されている具体的な目標に基づき、達成度を評価する）</p> <p>【業務実績報告書の記述】 期末の常勤職員数は、期初の常勤職員数と同じ215人となった。  人件費総額については、計画の2,027百万円を下回る1,830百万円となった（第1の2の（2）参照）。</p>	a

評価項目	達成状況	評価
<p>期初を上回らない範囲内で、人件費の削減計画を踏まえ弾力的に対応する。</p> <p>〔参考2〕 中期目標期間中の人件費総額見込み 10,520百万円</p> <p>【年度計画】 (2) 人事に関する指標 期末の常勤職員数は、期初を上回らないものとする。</p> <p>〔参考1〕 期初の常勤職員数の見込み215人 期末の常勤職員数の見込み 期初を上回らない範囲内で、人件費の削減計画を踏まえ弾力的に対応する。</p> <p>〔参考2〕 人件費総額見込み 2,027百万円</p>		
<p>【中期計画】 (3) 業務運営能力等の向上 機構の使命や業務の目的を自覚し、その職階に応じた業務遂行能力を十全に発揮できるよう、以下のとおり研修を行う。</p> <p>① 職員の総合的能力を養成するため、階層別研修（初任者、一般職員、管理職）を実施する。</p> <p>② 職員の専門的能力を養成するため、必要に応じて、会計事務職員研修、情報ネットワーク維持管理研修、衛生管理者養成研修等の専門別研修を実施する。</p> <p>【年度計画】 (3) 業務運営能力等の向上 職員の事務処理能力の向上を図るため、業務運営能力開発向上基本計画に基づき、研修を実施する。</p> <p>① 職員の総合的能力を養成するための階層別研修として以下の研修を実施する。</p> <p>ア 初任者研修として、ビジネスマナー研修、初任者現場研修等</p>	<p>【評価指標】 ◇(3) 業務運営能力等の向上</p> <p>① 階層別研修の実施 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 職員の総合的能力を養成するための階層別研修を以下のとおり実施した。</p> <p>ア 新任者研修 ・新聞購読研修（11月～3月、新規採用予定者：5名） ・行動憲章・文書作成研修（4月：12名） ・ビジネスマナー研修（4月：7名） ・農業現地研修（11月：12名）</p> <p>イ 一般職員研修 ・農村派遣研修（7月～8月：4名、2月：1名） ・行政実務研修（4月～3月：1名） ・海外派遣研修（10月～12月：3名） ・係長研修（12月：17名）</p> <p>ウ 管理職研修 ・メンタルヘルス研修（9月：44名） ・中堅職員研修（12月：12名） ・管理職研修（12月：2名） (PT別添8-12)</p>	a
	<p>【評価指標】 ② 専門別研修の実施 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p>	a

評価項目	達成状況	評価
<p>イ 一般職員研修として、農村派遣研修、行政実務研修、海外派遣研修等</p> <p>ウ 管理職研修として、新任管理職研修</p> <p>② 職員の専門的能力を養成するため、人事異動に応じて、各部署で必要とされる能力を確保するため、必要に応じて下記の研修を受講させる。</p> <p>ア 会計関連研修として、会計事務職員研修、予算編成支援システム研修、消費税中央セミナー</p> <p>イ 広報・調査情報関連研修として、広報研修、情報ネットワーク維持管理研修、情報提供技術向上研修</p> <p>ウ 総務・人事関連研修として、衛生管理者養成研修、個人情報保護研修</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>職員の専門的能力を養成するため、また、人事異動に応じて、各部署で必要とされる能力を確保するため、職員を以下の研修を受講させた。</p> <p>ア 会計関連研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財務省会計研修（10月～11月：2名）</li> </ul> <p>イ 広報・調査情報関連研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報研修（12月：1名）</li> <li>・情報提供技術向上研修（2月：2名、3月：2名）</li> <li>・ネットワーク維持管理研修（6月：1名、7月：1名）</li> </ul> <p>ウ 総務・人事関連研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護研修等（4月：3名、1月：3名）</li> <li>・衛生管理者養成研修（8月：1名）</li> <li>・メンタルヘルス研修（11月：1名）</li> </ul>	

評価項目	達成状況	評価
<p>第7-2 長期借入れを行う場合の留意事項</p>	<p>○ 長期借入れを行う場合の留意事項</p> <p>（評価対象外：1）</p>	—
<p>【中期計画】</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第14条第1項（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第20条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、機構が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。</p> <p>【年度計画】</p> <p>なし</p>	<p>【評価指標】</p> <p>—</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>—</p>	—



評価項目	達成状況	評価
第7-3 施設及び設備に関する計画	○ 施設及び設備に関する計画  (評価対象外 : 1)	—
【中期計画】 予定なし	【評価指標】 —	—
【年度計画】 なし	【業務実績報告書の記述】 —	

評価項目	達成状況	評価
第7-4 前期中期目標期間繰越積立金の処分	○ 前期中期目標期間繰越積立金の処分 【評価結果】 指標の総数 : 1 評価aの指標数 : 1 × 2点 = 2点 評価bの指標数 : 0 × 1点 = 0点 評価cの指標数 : 0 × 0点 = 0点 合計 2点 (2 / 2 = 100%)	A
【中期計画】 畜産勘定、でん粉勘定及び補給金等勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、それぞれ独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）附則第8条第1項に規定する業務、同法第10条第5号二及びホに規定する業務並びに加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第3条第1項に規定する業務に充てることとする。	【評価指標】 ○ 前期中期目標期間繰越積立金の処分 a : 積立金を充てた理由等は適切であった c : 積立金を充てた理由等是不適切であった	a
【年度計画】 畜産勘定、でん粉勘定及び補給金等勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、それぞれ独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）附則第8条第1項に規定する業務、同法第10条第5号二及びホに規定する業務並びに加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第3条第1項に規定する業務に充てる。	【業務実績報告書の記述】 (畜産勘定) 畜産勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、株式会社への出資の持分として、機構法附則第8条第1項に基づき管理している。 (補給金等勘定) 補給金等勘定の前期中期目標期間繰越積立金20,225百万円のうち6,930百万円を平成22年度決算において、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第3条に規定する業務に充てた。なお、前期中期目標期間繰越積立金の残高13,296百万円についても同業務に充てるため、同勘定において管理している。	